

令和7年度第2回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議開催結果

<日時>

令和7年8月21日(金) 午前10時00分～11時15分

<場所>

千歳市総合福祉センター4階402号室

<出席者>

委員、千歳市及び事務局 計33名

【委員】24名

青木会長、田口副会長、白畑委員、村田委員、守村委員（川田氏代理）、高橋委員、結城委員、佐藤委員、岡田委員、後藤委員、伊林委員、長澤委員、塩原委員、秋田委員、濱野委員、玉井委員、菊池委員、高橋（和）委員、清水委員、山崎委員、大山委員、影山委員、奥貫委員、山田委員
欠席（3名）

古田委員、新保委員、日浦委員

【千歳市・事務局】6名

（千歳市）松本児童発達支援センター長、西島自立支援係長、小島主幹（基幹相談支援担当）
（事務局）横井障がい者支援課長（事務局長）、阿部障がい福祉係長（事務局次長）、
米澤千歳市障がい者総合支援センター長（事務局次長）

<配付資料（別添のとおり）>

3 議題

（1）各部会活動報告

こども部会

はたらく部会

相談支援専門部会

差別解消・虐待防止専門部会

進路連絡会議

（2）千歳市からの報告

医療的ケア児支援の現状

千歳市コミュニケーション条例制定記念イベントについて

千歳市障がい者地域生活支援拠点等の整備

（3）地域生活部会から地域生活専門部会への移行及びその構成機関等

< 次第 >

1 開会

2 あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会 青木会長あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様におかれましては、平素より協議会の運営に特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の協議会は、令和7年度の第2回目の定例会議であります。議題といたしましては、5月に開催しました第1回定例会議以降の「各部会等の活動報告」のほか、千歳市から3つの報告があります。

1つ目は「医療的ケア児支援の現状」、2つ目は、本年3月に制定した「千歳市コミュニケーション条例」に関わった制定記念イベントについて、3つ目は、令和7年度中の整備を目指している「千歳市障がい者地域生活支援拠点等」についてであります。

また、かねてより予定しておりました「地域生活部会から地域生活専門部会への移行及びその構成機関等」について提案があります。

本日も様々な報告等がありますことから、限られた時間内ではありますが、活発にごいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健康と今後益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

3 議題

(1) 各部会活動報告

各部会長から「議題(1)」の資料により報告があった。

こども部会(影山部会長)

はたらく部会(結城部会長)

相談支援専門部会(奥貫部会長)

差別解消・虐待防止専門部会(大山部会長)

進路連絡会議(米澤千歳市障がい者総合支援センター長)

【質疑等 議題(1)】

< A 委員 >

ラピダスの影響は大きいと思っている。ニュースで見たが、新入社員の初任給が31万と聞き全国平均を超えていることは良いこと。しかし、前から住んでいる私たち障がい者も含めて、市民の給料は上がっていない。上がったとしてもほんのわずか。

今後、就労継続支援B型やA型の事業所の工賃が上がればいいが、上がらない場合はどうなるのか。また、家賃が上がっているのはなぜか。給料は変わらず、払う方が増えていくこと

に危機感を持っている。今後、市としてどのように問題を解決していくのか、何をしなければならないと感じているのか、皆さんもそれを頭に入れて活動し、お互いに頑張っていきたいと思っている。

(2) 千歳市からの報告

医療的ケア児支援の現状

松本児童発達支援センター長から「議題(2) - 」の資料「医療的ケア児支援の現状」により説明があった。

【質疑等 議題(2) - 】

<B 委員>

今年度の医療的ケア児(者)支援事業の利用状況と支援内容について教えてほしい。

<松本センター長>

昨年度に引き続き4名の医療的ケア児が利用している。通所支援事業所に訪問看護師を派遣し、対象児にケアを行っている。

<B 委員>

実際に医療的ケアを行った看護師から、難しかった点や不安だったといった声は上がっているか。

<松本センター長>

受け入れ前は不安があったと聞いているが、保護者との面談や事前に看護師が対象児の自宅を訪問し、実際のケアの様子を見て、本児や保護者、看護師との信頼関係を築いたことにより、スムーズに事業へ移行することができた。

<B 委員>

実際に利用した児のフィードバックはあったのか。今後アンケートなどでまとめる予定はあるのか。

<松本センター長>

アンケートは取る予定はないが、年に1度更新があるので、その際に利用してどうか伺っている。家族からは、これまでは保護者が通所事業所まで行き、医療的ケアを行っていたので、事業を利用して保護者の負担が減り、とても助かっているという話を伺っている。障がい児だけでなく、障がい者にも拡大してほしいというご意見をがあり、令和7年4月から、対象を拡大して障がい者の事業を開始した経緯がある。

千歳市コミュニケーション条例制定記念イベントについて

阿部障がい福祉係長から「議題(2) - 」の資料「千歳市コミュニケーション条例制定記念イベント(案)」により説明があった。

【質疑等 議題（２） - １】

質問・意見等なし

千歳市障がい者地域生活支援拠点等の整備

阿部障がい福祉係長から「議題（２） - １」の資料「千歳市障がい者地域生活支援拠点等運用マニュアル」により説明があった。

現在、市は、拠点等機能事業所の登録の届出を受け付け、書類の確認などを進めている。拠点機能事業所の一覧は、今後、協議会や市の HP で公開する。

市の拠点等については、多くの事業者に登録をいただきたいと考えているため、指定障害福祉サービス事業者である委員においては、協議会及び拠点等の趣旨に賛同の上、登録をお願いしたい。

準備が整い次第、北海道に拠点整備の届出を提出し、緊急時の受入れ・対応機能に係る市民からの事前登録の受付を開始する予定。

【質疑等 議題（２） - ２】

質問・意見等なし

（３）地域生活部会から地域生活専門部会への移行及びその構成機関等

・千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、事務局が地域生活部会を専門部会に移行させることを協議会に提案し、同意された。

・同要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、青木会長が高橋（和）委員を地域生活専門部会長に指名した。

・同要綱第 6 条第 5 項の規定に基づき、事務局が地域生活専門部会の構成機関を「議題（３）」の資料「地域生活専門部会 構成機関（案）」のとおり 11 機関とすることを協議会に提案して同意を得た後、高橋部会長が同 11 機関を構成機関として指名した。

・同要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき、高橋部会長が「千歳市障がい者総合支援センター Chip」の米澤センター長を副部会長に指名した。

【質疑等 議題（３）】

質問・意見等なし。

4 その他

・結城部会長から 9 月 20 日（土）に開催される「令和 7 年度千歳市障がい福祉事業所説明会」（はたらく部会・こども部会主催）の案内があった。

・青木会長から 9 月 27 日（土）に開催される「北海道手をつなぐ育成会 第 70 回全道大会千歳大会・第 31 回本人大会」の一般公開企画の案内があった。

【質疑等（その他）】

質問・意見等なし

5 閉会

令和7年度第2回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議

日時：令和7年8月21日(木) 10時00分

場所：総合福祉センター4階402号室

< 次 第 >

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 各部会活動報告

こども部会

はたらく部会

相談支援専門部会

差別解消・虐待防止専門部会

進路連絡会議

(2) 千歳市からの報告

医療的ケア児支援の現状

千歳市コミュニケーション条例制定記念イベントについて

千歳市障がい者地域生活支援拠点等の整備

(3) 地域生活部会から地域生活専門部会への移行及びその構成機関等

4 その他

5 閉会

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和8年10月28日まで

選考区分	所属機関・団体等	委員役職・氏名	第1回 会議 出欠	備考	
(1) 公 募	1 公募	日 浦 祐 子	欠		
	2 公募	白 畑 あ ゆ み	出		
(2) 福祉、保健、医療、 雇用、教育等に知識 及び経験を有する者	3 千歳公共職業安定所	上席職業指導官 村 田 直 也	出		
	4 北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長 守 村 里 美	出	代理) 主任保健師 川田 由香里	
	5 医療法人資生会 千歳病院	地域連携室 主任 高 橋 洋 輔	出		
	6 株式会社119INTERNATIONAL	代表取締役 結 城 悟	出		
(3) ア.障がい者又は障がい 児の家族団体又は支援 団体等	7 千歳身体障害者福祉協会	会長 古 田 聖	欠		
	8 千歳聴力障害者協会	会長 佐 藤 義 典	出		
	9 千歳視覚障害者福祉協会	会長 菊 池 悦 子	出		
	10 千歳市肢体不自由児者父母の会	会長 岡 田 美 智 子	出		
	11 千歳市手をつなぐ育成会	会長 青 木 繁 雄	出		
	12 千歳市つくし会	事務局長 後 藤 邦 子	出		
	イ.福祉、保健、医療、 雇用、教育等に関する 関係機関又は団体等	13 千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第1地区民生委員児童 委員連絡協議会会長 伊 林 美 代 子	出	
		14 千歳市社会福祉協議会	地域福祉課長 長 澤 利 明	出	
		15 千歳商工会議所	商工振興課長 塩 原 祐 介	出	
		16 北海道千歳高等支援学校	教諭 秋 田 聡	出	
		17 千歳市立北進小中学校	校長 新 保 雄 三	欠	
		18 北海道南幌養護学校	教諭 濱 野 文 久	出	
19 就労推進室やませみ		室長 玉 井 俊 導	出		
20 特定非営利活動法人 千歳めいぶるの会		事務局長 高 橋 和 寛	出		
ウ.障害福祉サービス事 業所等	21 生活介護ステーションゆみな	管理者 清 水 道 代	出		
	22 就労移行支援事業所ゆうび	管理者 山 崎 千 尋	出		
	23 自立訓練施設 運び荘	管理者 大 山 智 昭	出		
	24 児童通所支援センターラブアリス 千歳桜木別館	児童発達支援管理 責任者 影 山 美 樹	出		
	25 共同生活援助事業所いずみ寮	管理者 田 口 幹 子	出		
エ.相談支援事業所等	26 千歳地域生活支援センター	センター長 奥 貫 あ い 子	出		
	27 千歳市地域包括支援センター	西区地域包括支援セン ター センター長 山 田 綾 香	出		

出席 24名
欠席 3名

3 議題(1)～(3)資料

3 議題

(1) 各部会活動報告

こども部会(P 1 ～ P 3)

はたらく部会(P 4 ～ P 7)

相談支援専門部会(P 8 ～ P 1 1)

差別解消・虐待防止専門部会(P 1 2 ～ P 1 4)

進路連絡会議(P 1 5 ～ P 1 6)

(2) 千歳市からの報告

医療的ケア児支援の現状(P 1 7 ～ P 1 8)

千歳市コミュニケーション条例制定記念イベントについて(P 1 9)

(3) 地域生活部会から地域生活専門部会への移行及びその構成機関等(P 2 0)

令和7年度 第2回 こども部会 報告	
日 時	令和7年6月12日(木) 10:00~11:15
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室
参 加 者	ラブアリス千歳桜木別館(影山氏部会長)・大久保氏) ぱすてる(山本氏)、ライフヘルプちとせ(熊谷氏)、ちとせ療育教室はる(山本氏)、第二ちとせくらぶ(山崎氏)、にじいろひろばちとせ(沢井氏)、ブランケット(大和氏)、ONE SMILE 千歳(長谷部氏)、RASA(大園氏・長友氏)、ここち(長谷川氏・佐竹氏)、ほーむアスト(豊川氏・赤石氏)、千歳市こども相談支援室あーち(宮坂氏)、計画相談つむぎ(横山氏)、相談支援事業所らいと(早川氏)、千歳高等支援学校(亀田氏)、千歳市児童発達支援センター(松本センター長・小林氏・吾郷氏)、学校教育課(池田氏)、千歳市障がい者地域自立支援協議会公募委員(日浦氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(館山氏)、千歳市障がい者基幹相談支援センター(米澤・中村)
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援者勉強会について 2. 情報提供・課題共有 3. その他
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援者勉強会について <ul style="list-style-type: none"> 『7つの感覚がわかると変わる子どもへの関わり方』をテーマに、札幌市で訪問リハビリ等の事業を行っている M's kodomo square 代表であり、子ども専門の作業療法士、青木美紀氏を講師に招き勉強会を開催する予定。子どもたちの困り感を実際に体験しながら学ぶ勉強会として企画している。7月4日10時~11時半、千歳市総合福祉センター402号室で行うことを全体で確認している。 2. 情報提供・課題共有 <ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 ・千歳市児童発達支援センター通所給付係~『千歳市内の障害児通所支援事業所ガイド』について説明。令和7年4月時点の情報。千歳市のHPに掲載すること、内容に変更がある時は知らせてもらい、今後は4月と10月に更新していく予定。まだ情報がきていない事業所には、事業所同士の情報共有や利用者に対しての情報提供のため協力いただきたい。今後新しくできる事業所の情報も知らせてほしい。 ・千歳市児童発達支援センター~保護者向け就学学習会、学級見学について周知。事業所からも保護者の方々に周知をお願いしたい。学校見学は年中児、年長児の保護者対象。支援学級や通級指導教室の話聞いてもらった方が良いと思われる方がいれば勧めてほしい。また、7月7日「視能の発達と障がい児における視能の特性について」をテーマにコドモックルの視能訓練士を講師に招き、支援者向け勉強会を行う。8月12日には専門職員実践講座として、作業療法士の方を招いて研修会を行う予定で今後案内を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ONE SMILE 千歳から事業所の行事について情報提供。 <p>【課題共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの発達と支援の記録ファイル(旧イエローファイル)について、それぞれの事業所、機関でどのように活用しているか。 <p>ファイルに綴っていた内容自体はお子さんの実態や発達の経過、事業所利用について等、今後も大きく変わらないが、こどもの発達と支援の記録ファイルは学齢児になっても保護者が持つということが主軸にある。また、保護者自身がお子さんについて記載し伝えられるような書式を加えている。ファイルの活用の仕方を保護者に伝えていけるよう、ファイルにどのような意味があるのか、どのように使えたら良いのか、等についてグループワークの中で共有している。以下、グループワークで出てきた話題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、ファイルが保護者の手元に保管されるのであれば、病院や事業所の懇談時など持っていき、話をする機会となると良い。保護者がいつも持ち歩いていれば、学校側も意識が変わるかも。 ・ 40 - 50 代で支援を受けている人は過去の記録がないので大変。今後はそのようにならないように記録を残しておくことが大事。 ・ 現状としては、契約時や必要に応じて適宜、声をかけて確認することが多い。ただ保護者が管理することが難しいと感じる場合もあり、事業所では代替えのような資料をファイリングしている。 ・ 保護者の許可を得て、定期的にファイルを預かり、必要な書類をコピーしてとってある事業所もある。 ・ ケース会議時にも活用していけばよい。必ず持参するようにしていきたい。 ・ 子どもの実態や検査結果など、原本は現在イエローファイルに綴ってある状況だが、新たに保護者がファイルを作るとなると、原本あるいはこれまでの書類のコピーは保護者の手元に来るのか。ある程度の目途をもって対応してほしい。 <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回開催：令和7年度第3回こども部会は8月26日(火)10時～開催予定。
作成者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

令和7年度 こども部会支援者勉強会 報告	
日 時	令和7年7月4日(金)10時00分～11時30分
場 所	千歳市総合福祉センター402号室
参 加 者	市内16機関、参加61名(事務局含む) 当日欠席1名
要 旨	障害福祉の分野で幼児・児童に関わる支援者向けに更なる質の向上のため、感覚統合と発達を交えて学ぶ機会とする。
内 容	<p>『七つの感覚がわかると変わる子どもへの関わり方』</p> <p>講師：小児専門作業療法士 青木 美紀 氏</p> <p>「感覚の困りごとが心に影響することもある」をコンセプトに感覚統合をはじめ、子どもの発達について、小児リハビリ、遊び、ゲーム障がい、ビジョントレーニング等、実際に参加者が本児の気持ちになって体験してみることで、本児の困り感等を知り、困りごとが心や身体に影響する前に私たちができることと題して、以下の7つの感覚を学んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 触覚 固有感覚 聴覚 嗅覚 前庭感覚 視覚 味覚・食べること
作 成 者	千歳市障がい者基幹総合支援センター 米澤 緒子

令和7年度 第1回 はたらく部会 報告	
日 時	令和7年5月22日(金) 18:00~19:00
場 所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	<p>47名</p> <p>【福祉】千歳市基幹相談支援センター(米澤・中村)、千歳市障がい者総合相談支援センターChip(相澤)、社会福祉法人せらび千歳地域生活支援センター(今野)、計画相談つむぎ(横山)、相談支援事業所らいと(今野)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(新川)、就労支援事業所(有)優美(藏田)、株式会社119インターナショナル エコ・ファクトリー(結城)、株式会社メビウス(柳沢・藤原)、株式会社帆の風千歳営業所(藤岡・箕崎)、株式会社ワークセンター ピアハープ(猿山)、株式会社ひまわりの会(稲船)、ウィンドバレー(千葉)、株式会社千手クレザ(山口)、株式会社ゼットアクション(道野)、株式会社ドン・リースアンドレンタル物流センター(佐々木)、ワンステップ(眞鍋)、合同会社晴レルモキッチン(福澤)、就労支援センターOm-net(八十嶋)、ラポールハウス千歳(齊藤・高屋敷)、特定非営利活動法人ほっとらんどグウタッチ(土谷)、一般社団法人 TARUO(三上)、サポートセンターユリーカ(芦田)、健心サポート(上島)、TeCREA 千歳(山田)、でじるみ千歳(佐藤・日下部)、</p> <p>【一般】対話でつなぐ心のネットワーク(濱邊)</p> <p>【学校】千歳高等支援学校(秋田・高橋)</p> <p>【一般企業】合同会社 integrize(安西)</p> <p>【団体】北海道社会福祉協議会(大泉)</p> <p>【農業従事者】岩本農場(河野)</p> <p>【行政】ハローワーク千歳(村田)、北海少年院(高瀬)、千歳市役所産業振興部産業振興課(富田)、千歳市役所保健福祉部障がい支援課(阿部)、苫小牧福祉障がい課(青山・杉村)</p> <p>【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(玉井・山田・木場・加藤)</p>
要 旨	<p>1. 開会・挨拶</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 令和7年度活動方針・内容について</p> <p>(2) 令和7年度合同説明会について</p> <p>(3) 『令和7年度就労系障害福祉サービス 報酬改定・制度改定について』</p> <p>講師 合同会社 integrize 代表社員(行政書士) 安西 公則 様</p> <p>3. 閉会</p>
内 容	<p>1. 開会・挨拶</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 令和7年度活動方針・内容について</p> <p>活動方針 アはたらく部会を通じて就労継続支援の取り組み周知 イ就労の機会確保のため、協力企業の開拓や連携促進 ウ研修等、啓発活動の推進</p> <p>活動内容 ア今年度の報酬改定の確認(講師) イ差別、虐待防止への取り組み(講師) ウ多様な就労の機会の確保に努めるなど利用者の工賃向上につなげていく 取り組み(企業へのアプローチ) 工農福連携事業を互いのニーズにあてはめ持続できる取り組み</p>

	<p>オ市内就労支援事業所の宣伝、販路拡大(Youmy 市場、合同説明会の開催) 力はたらく部会の実行委員会の設置 キ視察研修の実施 ク子ども部会と共同での取り組み 合同説明会等</p> <p>はたらく部会の実行委員会の募集について 部会長と一緒にはたらく部会の計画を立てていく。合同説明会の委員も兼務する。任期は今年度1年間を予定しており、募集メンバーは3名、募集期間は6月10日までとする</p> <p>(2) 令和7年度合同説明会について 開催日 令和7年9月20日(土) 10時~15時 (予定) 開催場所については検討中。</p> <p>質疑応答 (問) 検討中の合同説明会開催場所について、北ガス文化ホール大ホールとなっているが間違いはないか。</p> <p>結城部会長：正しくは北ガス文化ホール4階大会議室である。尚、北ガス文化ホールでは販売は行えない。</p> <p>(3) 『令和7年度就労系障害福祉サービス 報酬改定・制度改定について』 講師 合同会社 integrize 代表社員(行政書士) 安西 公則 様</p> <p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取り組みの評価 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取り組みの強化 障がい者の意思決定支援を推進するための方策 令和6年度報酬改定後の状況 福祉、介護職員等処遇改善加算について</p> <p>質疑応答 (問) 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化について、見える化は議事録等で残した方がよいのか。</p> <p>安西先生：見える化に関わることは議事録に残した方がよい。</p> <p>3. 閉会</p>
作成者	就労推進室やませみ 加藤 卓

令和7年度 第2回 はたらく部会 報告	
日 時	令和7年7月18日(金) 18:00~19:00
場 所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	42名 【福祉】千歳市基幹相談支援センター(米澤・中村)、千歳市障がい者総合相談支援センターChip(相澤)、社会福祉法人せらび千歳地域生活支援センター(今野)、計画相談つむぎ(横山)、相談支援事業所らいと(今野)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(新川)、就労支援事業所(有)優美(藏田)、株式会社119インターナショナル エコ・ファクトリー(結城)、株式会社メビウス(柳沢)、株式会社帆の風千歳営業所(藤岡)、株式会社ワークセンター ピアハープ(猿山)、株式会社ひまわりの会(稲船)、ウィンドバレー(千葉)、株式会社千手クレザ(山口)、株式会社ゼットアクション(道野)、株式会社ドン・リースアンドレンタル物流センター(佐々木)、サークルエイト(三上)、ワンステップ(眞鍋)、青葉の杜(森本・田本)、合同会社晴レルモキッチン(福澤)、就労支援センター0m-net(八十嶋)、ラポールハウス千歳(高屋敷)、特定非営利活動法人ほっとらんどグウタッチ(土谷)、サポートセンターユリーカ(芦田)、健心サポート(上島)、コラボワーク(大山)、TeCREA千歳(山田)、でじるみ千歳(佐藤)、【一般】対話でつなぐ心のネットワーク(濱邊)、【学校】千歳高等支援学校(向)、【団体】北海道社会福祉協議会(大泉)【農業従事者】萬福農研(山口)、岩本農場(河野)【行政】ハローワーク千歳(村田)、千歳市役所保健福祉部障がい支援課(阿部)【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(玉井・野田・山田・木場・加藤)
要 旨	1. 開会・挨拶 2. 協議事項 (1)はたらく部会 実行委員会について (2)農福連携について (3)令和7年度合同説明会について (4)その他 3. 閉会
内 容	1. 開会・挨拶 2. 協議事項 (1)はたらく部会実行委員会について 結城部会長からはたらく部会実行委員会メンバー紹介があった。メンバーは次のとおり。山田(TeCREA千歳)、新川(社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター)、八十嶋(就労支援センター0m-net)、上島(健心サポート)。 (2)農福連携について 結城部会長から岩本農園での実践報告があった。今年度はこれまで3回の作業を行っている。昨年も作業を経験した利用者がいて、短い作業時間で効率よくできた。 岩本農園・河野氏から、活動時の作業説明は丁寧に行うよう心掛けたこと、農薬を入れるための道具を工夫したことなど説明があった。8月中旬に落花生の収穫作業もお願いしたいとのこと。 野田が7月22日からの萬福農研での作業紹介をした。萬福農研・山口氏からも作業説明があった。作業参加希望の事業所は来週以降就労推進室やませみまでその旨を伝える。 (3)令和7年度 合同説明会について 合同説明会に関する現時点での決定事項をやませみが報告した。

	<p>ア開催名 千歳市障がい福祉事業所合同説明会 イ開催場所 北ガス文化ホール 4階大会議室 ウ日時 令和7年9月20日(土) エポスター完成 今回は参加事業所がバラバラにならないよう、広い会場を設定した。北ガス文化ホールでは物販はできないが、作業体験等を通じて事業所の活動を宣伝する。</p> <p>質疑応答 (問) 作業体験という話が出たが、合同説明会参加希望事業所の当日配置場所は決まっているのか？</p> <p>やませみ：合同説明会参加事業所が確定してから配置やスペースについて検討したい。</p> <p>(4) その他 特定随意契約について やませみから、各事業所情報の登録内容の確認と新規登録の案内があった。</p> <p>千歳市障がい者地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所について 上記事業について阿部係長から説明があった。</p> <p>質疑応答 (問) 通所事業所での緊急時の受入れについて、これまでに具体的な事例はあるか。</p> <p>阿部係長：虐待事案でこのまま家に戻すわけにはいかないというケースがあった。</p> <p>(問) 認知症の方も対象となるか。見守りの家族が入院してしまったら、認知症の方が一人になってしまい、徘徊の可能性はある。</p> <p>阿部係長：今回の事業は障がい者が対象である。認知症の方の緊急時の受入れについては、介護保険サービス等で対応するものとする。</p> <p>(問) 今回の事業を申請できるのはグループホームの要件を満たしている事業所のみか。</p> <p>阿部係長：今回紹介したものは、拠点事業のうち、就労継続支援事業所が対象となる機能である。</p> <p>(問) 就労系事業所で受け入れる場合の就寝設備について、どれくらいのものであればいいのか？</p> <p>阿部係長：国による詳細な規定はない。簡易なもので構わないと考えている。</p> <p>全体を通しての質疑応答 (問) 合同説明会のチラシはいつ頃配布できるか？</p> <p>やませみ：ポスターは完成している。チラシについては、合同説明会参加事業所が確定してからチラシ裏面に記載するので、事業所に参加意思を確認した後となる。学校の夏休み後には配布を予定している。</p> <p>3. 閉会</p>
作成者	就労推進室やませみ 加藤 卓

令和7年度 第1回 相談支援専門部会 報告	
日 時	令和7年5月29日（木） 15：30～17：00
場 所	千歳市社会福祉協議会 2階会議室1
参 加 者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長)、障がい者支援課(小島氏)、東区地域包括支援センター(内藤氏)、千歳豊友会病院(東野氏)、千歳北星病院(水梨氏)、夢民(戸田氏・越後氏)、相談支援事業所らいと(今野氏)、計画相談つむぎ(横山氏)、こども相談支援室あーち(吉田氏)、相談支援センターゆうしんかん(鈴木氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(福田氏)、千歳市障がい者基幹相談支援センター(米澤・中村)
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1．相談支援専門部会について 2．新しい千歳の体制について 3．事例を通じた地域課題の抽出 4．地域の社会資源の共有 5．その他
会 議 内 容	<p>1．相談支援専門部会について</p> <p>(1) これまでの相談支援部会 相談支援事業所の他、医療機関の相談員、高齢分野では地域包括支援センター、児童分野では「あーち」が代表として参画してもらい、情報共有、地域課題の検討、事例検討等を行ってきた。地域課題の1つとして“支援者の職場定着”があり、そこから『障がい福祉勉強会』を定期的を開催するようになった。</p> <p>(2) 障がい福祉勉強会 主な目的は、千歳市や自立支援協議会の役割を知る、障がい特性を知る、相談支援の活用、支援者間の交流(横の繋がりを作る)。全3～4回で千歳市障がい者支援課からの市の紹介等、市内事業所からの実践報告、計画相談支援の流れの理解やグループワーク等で構成。比較的経験の浅い初心者をメインターゲットとしながらも、中堅、ベテランの方々も多く参加いただいていた。 コロナ関連で数年未開催だったが、昨年度は部会の中で計画相談についての動画を作成し、集合形式(対面)での研修を行い継続開催の希望も多くいただいた。</p> <p>(3) 今後(専門部会になって以降)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には情報共有、地域課題の検討、事例検討をベースとする。 ・「障がい福祉勉強会」は今後主催ではなく、基幹相談支援センターで行う人材育成研修として継続してもらえるよう、企画提案や当日の進行補助等で関わる方向。 ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、協議の場の持ち方について市から検討を依頼されている。次回、行政より詳細説明予定。 ・情報共有は昨年度に引き続き、各機関からの相談傾向等の報告。新規の社会資源等の情報提供などをしていく。 ・事例検討は、工夫をして短時間でも毎回行えるようにしていく。開催月の上旬に打ち合わせを基本とし、それまでに希望ある方は事務局に連絡。事務局から構成員

に依頼することもある。事例については 現に検討を要する事例、 緊急性は無いが地域課題として検討したいもの、 制度等の理解を深めるためのもの等を想定。

2 . 千歳市の相談体制について

- ・令和7年度より、千歳市障がい者基幹相談支援センターを設置。相談支援の中心となり、複合的な支援ができるよう各所と連携を図っていく。
- ・基幹センターは、主に事業所への専門的助言を行うため、利用者からの相談は、これまで通り chip が入り口となる。

3 . 事例を通じた地域課題の抽出

- ・在宅ワークに関する3事例を報告、千歳市での運用について共有を行った。在宅が適切か否かについて、自宅で作業する必要性（メリット）があること、緊急時に事業所が対応できること、月1回は対面で会うこと、工賃が発生する仕事につながることなどがあげられる。
- ・相談支援専門員には、在宅ワークを申請する場合、必要な理由を「サービス等利用計画」に記載することが求められている。

4 . 地域の社会資源の共有

- ・4月より、パソコン作業に特化した就労継続支援事業所が開設された。
- ・市内の放課後等デイサービスにおいて不登校の方も6月から対象に加えることとなる事業所がある。
- ・放課後等デイサービスの空き状況によって、複数の利用をしている児童も多い。
- ・長沼に農家の作業ができる就労継続支援事業所がある。（千歳からの送迎無し）
- ・恵庭市内の重度知的障がい者対象のグループホームが、6月下旬に増設される。

5 . その他

- ・今後の相談支援専門部会について
奇数月の最終木曜日 15:30-17:00
場所：社会福祉協議会または千歳市しあわせサポートセンター
今後の部会の案内や日程の変更や事例のテーマなどの連絡は、メールで送付予定。
3月の開催は、2月下旬か3月上旬を予定。
- ・事例検討について
奇数月の下旬に開催、上旬に事務局で事例を検討し、対象の方に連絡する。それまでに検討したい項目があれば連絡をいただきたい。
令和7年度第2回相談支援部会 開催予定
令和7年7月24日 15:30-17:00 社会福祉協議会会議室（予定）

作成者

千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

令和7年度 第2回 相談支援専門部会 報告	
日 時	令和7年7月24日(木) 15:30~17:00
場 所	千歳市しあわせサポートセンター会議室
参 加 者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長)、障がい者支援課(小島氏)、東区地域包括支援センター(内藤氏)、千歳豊友会病院(東野氏)、千歳市民病院(重永氏)、夢民(戸田氏・越後氏)、相談支援事業所らいと(今野氏・早川氏)、計画相談つむぎ(横山氏)、こども相談支援室あーち(吉田氏)、計画相談青空(相澤氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(福田氏)、千歳市障がい者基幹相談支援センター(米澤・中村)
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最近の相談傾向、新しい社会資源について 2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について 3. その他
会 議 内 容	<p>1. 最近の相談傾向、新しい社会資源について</p> <p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院時に障害福祉サービス調整を行う機会や緊急的な外来受診調整などあり ・大量服薬やアルコール多飲による救急搬送が増えている印象あり <p>【広域相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内他市において、日常生活用具を申請したが、数年前に決定された用具で申請却下となった事例があったため、今後情報収集していく予定 <p>【高齢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援ケースの会議で、障がい福祉との連携あり <p>【障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30代~50代の障がい者について、高齢のご家族からの相談が多かった印象 ・高齢やこども福祉など、障がい福祉以外の行政から相談や紹介が増えており、他の支援者と連携する機会が増えた ・重層的支援会議への参加や成年後見センター等と連携するケースも多い <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(児童福祉法による措置等で施設入所をしている障がい児が18歳になり障害福祉サービスを利用する際、18歳の誕生日前日に保護者が居住する市町村が援護地となる。)現在、保護者の居所不明や連絡不通等により、援護地が定まらないケースが複数あり、関係する市町村で調整している。 <p>【全般、社会資源等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳市内の家賃上昇に加え、近隣市町村でも家賃高騰があり、居住先の選定など住居に関わる支援で困難さがある ・気候変化による体調不良(熱中症等)に関する相談対応が増えている ・市内にディスカウントストアが新規開店し、障がい者も関心を寄せている ・市内の医療機関では、昨年4月の皮膚科開院以降、新規開院や閉院等はない

	<p>2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援課より説明後、意見交換を行う ・市は、にも包括構築に向けた協議体の設置を目指しており、当部会では、今年度末までの期間で、協議体構成メンバーの原案、にも包括のイメージ原案等を協議していく ・意見交換では、何が社会資源となりうるか、例をだしあった <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市障がい者基幹相談支援センター」が4月に設置。職員は、市内の現状を把握するため、各事業所を訪問して情報収集等をしている。ホームページが、まもなく開設予定。 ・「地域生活支援拠点等」の整備についての事業者向け説明会があり、千歳市における拠点整備の内容説明に加え、基幹相談支援センター職員がコーディネーターを担うとの説明があった。 ・これまで相談支援部会で実施していた「障がい福祉勉強会」は、今後、基幹相談支援センター主催の研修（年2回の予定）に実施主体を移管し、当日の運営や準備等については、専門部会として協力していくこととする。 <p>・次回の開催予定について 令和7年9月25日 15:30-17:00 社会福祉協議会会議室または 千歳市しあわせサポートセンター会議室</p>
作成者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

令和7年度 第1回 差別解消・虐待防止専門部会(学習会) 報告	
日 時	令和7年7月31日(木) 10:30~12:00
場 所	千歳市社会福祉協議会2階会議室2・3
参 加 者	<p>26名</p> <p>【差別解消・虐待防止専門部会構成機関】千歳公共職業安定所(村田)、千歳市手をつなぐ育成会(青木)、北海道自閉症協会札幌分会(札幌ポブラ会)(日浦)、千歳市社会福祉協議会(齊藤)、千歳市成年後見センター(小玉)、千歳市障がい者総合相談支援センターChip(相澤、吉田)、千歳地域生活支援センター(土橋)、相談支援事業所らいと(今野)、計画相談つむぎ(横山)、障がい者支援施設いずみ(堀、新川)、共同生活援助 青葉の郷(森本)、自立訓練施設 蓮げ荘(大山)、千歳市民生委員児童委員連絡協議会(伊林)、北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室(對馬)、千歳市人権擁護委員協議会(高松)</p> <p>【自立支援協議会委員】千歳視覚障害者福祉協会(菊池)、千歳市つくし会(後藤)、共同生活援助事業所いずみ寮(丸山)、(株)119INTERNATIONAL(結城)、生活介護ステーションゆみな(清水)</p> <p>【事務局】千歳市基幹相談支援センター(米澤・中村)、就労推進室やませみ(山田)、千歳市保健福祉部障がい者支援課(阿部)</p>
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 差別解消・虐待防止専門部会長挨拶 3. 苫小牧市あいサポート運動について(講話) 4. 質疑応答 5. 事務局からの連絡 6. 閉会
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 差別解消・虐待防止専門部会長挨拶 大山部会長より、開会に当たり、これまで対面での活動を休止していた専門部会だが、令和7年度から体制を見直し、第1回目の開催を迎えられたことをうれしく思うとの挨拶があった。 3. 苫小牧市あいサポート運動について 講師：苫小牧市福祉部障がい者支援課 主任主事 菊田 博章 様 冒頭の挨拶、質疑応答：同 課長補佐 青山 直人 様 事務局・阿部より、本日の学習会は、障がいのある人に対する差別解消、また、今年3月に制定された千歳市コミュニケーション条例に基づく理解促進の取組の1つとして、鳥取県で始まった「あいサポート運動」の千歳市への導入について検討することを目的としているとの説明があった。 「あいサポート」運動とは？ 一人ひとりが様々な障がいの特性を理解して、必要な配慮やサポートを実践するもの。誰もが暮らしやすい社会の実現を目指すもの。平成30年に苫小牧市も鳥取県と協定を締結し、この運動への取り組みを開始した。 「あいサポートキッズ」とは？ 「あいサポート運動」について学んで、自分にも何かできることはないかと考えることができる子どもたちのこと。 研修の実施方法 ・あいサポーター研修 年6回、奇数月に開催 ・あいサポートキッズ 校長会にて周知 苫小牧市オリジナルの内容 ・出前講座 研修の実施状況及び修了者数 ・あいサポーター研修：173回(一般市民、市民団体、市役所新採用職員、

公共施設、金融機関、大学、就労継続支援 B 型事業所等)
・あいサポーター：2,737名
・あいサポーターキッズ研修：36回(市内小中学校、こども食堂)
・あいサポーターキッズ：2,004名
・メッセンジャー研修(講師養成研修)：6回(障がい福祉課、総合福祉課、介護福祉課、生活支援室、苫小牧市社会福祉協議会等)
・あいサポートメッセンジャー：59名

課題について

・一般向けあいサポーター研修の受講率
・企業・団体の参加(スーパーやドラッグストアへの導入)
・メッセンジャー(講師)の育成

デモンストレーション

・紙とペンを使った体験
・DVD 視聴
・不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について

4. 質疑応答

(問) あいサポートキッズ(小中学生)を受けてから、成長し、一般向けの講座(高校生以上)を受けているケースはあるか。

令和6年度から中学生向け講座を開始したが、現時点で該当ケースは把握していない。

(問) サポーターからメッセンジャー(講師)になった人はどのくらいいるのか。

メッセンジャー研修は、市役所職員や社会福祉協議会などの内部向けにしか実施していない。今後はメッセンジャーを増やす取組みを強化したいと考えており、メッセンジャー研修の内容を検討していく。

また、一般企業の新人研修などにも取り入れてほしいと考えており、企業向けのプログラムも開発したい。

(問) 特別支援学校との連携は行っているか

あいサポート運動としての連携はないが、各関係団体を通じて周知はしている。今後は協議会委員に支援学校の PTA などを加えたいと考えており、その繋がりからあいサポート運動との連携ができるとよいと考える。

(問) スーパーやドラッグストアでの実施はあるか。

一般企業向けは、出前講座で対応しているが、これまでの実績は、保険・金融のみ。商店などでの実施は今後の課題として周知方法などを検討していきたい。

(問) 研修を受けた人がこのような場面に生かされたなどのエピソードはあるか。

具体的なエピソードは把握していないが、何度も受講する方や、受講した方が別の方に紹介してくれるなど、口コミの輪も広がっており、研修内容や運動の意義について賛同はいただいているものと思う。

(問) 苫小牧市の街中でバッジやキーホルダーを付けている方を見かけたことがない。

バッジがつけても外れやすかったり、目立ちにくかったりすることはあると思う。バッジをつけていてもつけていなくても、あいサポート研修で学んだことが頭の中であって、困っている方に手を差し伸べられることが重要と考えている。

(問) 合理的配慮を考えるときに「特別な理由」という言葉がよく使われるが、苫小牧市で事例があるか。

「これは合理的配慮に当てはまるかどうか」ということを基準にして手助けをするのではなく、合理的配慮という枠組みがなくても、手助けができるというところを目指すべきと考えている。

	<p>5 . 事務局からの連絡 事務局・阿部より、次のとおり説明があった。 ・あいサポート運動を千歳市に導入するに当たっては、千歳学出前講座に差別解消・虐待防止専門部会として講師の登録をし、一般市民の方へあいサポート研修を実施することを検討している。 ・あいサポート運動を広めるに当たっては、講師役となるメッセージャーの確保と企業・団体等の参加が重要であるため、講師への協力の可否や所属団体での研修の開催可否などについて、アンケートに回答いただきたい。</p> <p>6 . 閉会</p> <p>【アンケート結果】 1-1 講師対応可否 できる...10人 できない... 8人 無記入... 2人</p> <p>2-1 講座開催可否 できる（講師派遣なし）... 5人 できる（講師派遣あり）...11人 できない... 4人 未記入... 4人</p> <p>アンケート結果を導入検討の資料とする。</p>
<p>作成者</p>	<p>千歳市保健福祉部障がい者支援課 阿部 さやか</p>

令和7年度 第1回進路連絡会議 報告書	
日 時	令和7年7月3日(木) 13:30～15:00
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室
参 加 者	千歳市内福祉事業所(38名) 特別支援学校・養護学校(高等部)(14名) 事務局・相談機関(16名) 行政(1名) 参加者合計 69名
要 旨	1. 全体会議 2. 意見交換会(4グループ) 3. 全体を通しての質疑応答
会議内容	<p>1. 全体会議</p> <p>○千歳市障がい者基幹相談支援センター長より会議の趣旨を再確認 ・ 昨年の会議後、進路連絡会議の重要性や趣旨について検討を重ね、本年度は事務局に千歳高等支援学校も加わることとなった ・ 対象となる生徒や保護者が、学校卒業後も安心して地域で生活を送れるよう学校と事業所が互いに連携し、顔の見える関係性や体制づくりを目指す会議としたい</p> <p>○3年生・在校生の進路希望と実習状況(学校) 各学校より報告あり(以下、抜粋) ・ 各事業所の定員や在籍者の障がい種別などについて知りたい ・ 他市在住で千歳市内を進路先に考えている生徒について相談したい ・ 一般就労の希望先からナカボツ利用を勧められており、対応を知りたい ・ 生徒の自主的な事業所見学や訪問は、保護者からの連絡で良いのか、学校から連絡すべきか確認したい ・ 卒業予定者のうち、進路未定で現場実習できていない生徒について相談したい ・ 医療的ケアの必要な生徒が、通所先で訪問看護が利用できるようになり助かっている</p> <p>○福祉事業所の紹介(事務局より紹介) ○市内グループホームの空き状況の報告(事務局より報告) ○障がい者雇用に関する支援について(就労推進室やませみ) ・ 市の委託事業として一般就労の定着支援を行っている ・ 学校の卒業後フォロー後も継続して支援可能であるため、学校が関わっている早い段階から相談いただき、切れ目ない支援を行いたい</p> <p>○福祉サービス利用に関する説明(千歳市保健福祉部障がい者支援課) 令和7年度卒業予定者の障害福祉サービス利用手続きについて説明</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月から開始となる就労選択支援について、現時点で市内及び近隣市町村で開設予定の情報はなく、就労移行支援を用いたアセスメント実施となる ・令和8年度以降の制度活用については、事業所開設が判明した時点で説明する <p>2. 意見交換会</p> <p>GH・生活の場、就労A、就労B1、就労B2、の4グループに分かれ意見交換を行った様々な情報共有のほか、質疑なども活発に行われていた</p> <p>【GH・生活の場グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを利用してからのドロップアウト予防を目的としていこと、地域の支援者としては本人を長く支えていくためにマッチングを重要視していることを確認 ・体験利用の段階から相談機関に繋がり、利用の定着を図りたいということを共有 ・各GH事業所から、受け入れまでの流れや体験利用時の自費利用料金・貸し出し用品、受け入れの可能性、これまで受け入れたケースで良かった点や課題となった点についてなどを話してもらい共有 <p>【就労A型グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒後支援の中で、職場や生活の場が変わった時、連絡が取れず関係が途絶えてしまうことと定着支援としても追えず何に困っているのかもわからない状態になるとの報告 ・学校、事業所より、障がいクローズで就職したいという生徒や保護者がいた場合、相談支援に繋がるとことが難しいと話あり、相談支援は企業や事業所からの相談でも対応可能であることを共有 <p>【就労B型グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の希望する進路は、授業や職場実習等を通して、現実的に考えられるようになること、進路先を考える際に重要視するのは、給料よりも仕事の内容や通いやすさ（送迎の有無等）であるとの共有 ・学校では、作業を通して仕事に必要な知識・技術等を身につける他、体力づくりなどを行っているが、3年間の卒後支援を行う中で、生徒が抱えるコミュニケーション面の課題が見えてくるとの報告と事業所での対応について質問あり <p>3. 全体を通しての質疑応答</p> <p>Q:(事業所から学校へ)一般就労の3年後の定着率について</p> <p>A:約7割が定着、3割が退職・転職となっている。転職には、定着が難しいだけでなく、新たな職場を求めるという前向きな転職もある</p> <p>A:生徒の資質や努力だけでなく、家庭内の課題により定着が難しいケースもある</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
作成者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

医療的ケア児支援の現状

- 1 市内の在宅の医療的ケア児の人数（令和7年4月1日現在） 14名
- 2 千歳市医療的ケア児登録名簿（令和7年3月から運用開始）
 - （１）概要
 - ・千歳市医療的ケア児登録名簿取扱要領に基づき保護者の同意を得て個人情報収集
 - ・市関係機関（８課）が利用目的の範囲内で登録名簿を利用
 - （２）利用目的
 - 医療的ケア児の実態把握
 - 医療的ケア児とその家族のための支援体制の整備
 - 医療的ケア児とその家族に対する情報提供
 - 医療的ケア児とその家族のための支援施策の検討
- 3 市内の医療的ケア児等コーディネーターの人数（令和7年4月1日現在） 4名
（内訳）市職員（児童発達支援センター所属） 3名/計画相談青空 1名
 - ・医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っている。
- 4 千歳市医療的ケア児（者）支援事業
 - （１）事業の概要
 - ・令和5年7月から医療的ケア児を対象に事業を開始。令和7年4月から医療的ケア者に事業を拡大
 - ・社会活動への参加を確保するため、医療的ケア児（者）が日中活動事業を行う障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所に訪問看護ステーション等の看護師を派遣する事業
 - （２）事業の実績
 - ・令和6年度 利用者4名（医療的ケア児のみ）
 - （３）担当窓口
 - ・医療的ケア児：こども福祉部児童発達支援センター通所給付係
 - ・医療的ケア者：保健福祉部障がい者支援課自立支援係
- 5 札幌市医療的ケア児レスパイト事業

(1) 事業の概要

- ・令和 6 年 10 月から札幌市が事業を開始。令和 7 年 4 月からさっぽろ連携中枢都市圏の市町村に事業範囲を拡大
- ・医療的ケア児が健やかに成長でき、その保護者が安心して子育てを行える環境を作るため、医療保険による支援を上回る訪問看護を提供する事業

6 医療的ケア児保育事業

(1) 事業の概要

- ・「千歳市保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定して、集団保育の中で医療的ケアを必要とする子どもと一緒に保育する『医療的ケア保育』を実施
- ・市立認定こども園つばさ・ひまわりの 2 園で実施

(2) 事業の実績（令和 6 年度

- ・利用者 2 名

(3) 担当窓口

- ・こども福祉部こども政策課保育係

7 医療的ケア看護職員配置事業

(1) 事業の概要

- ・小中学校の学校生活で医療的ケアが必要なお子さんが、安全かつ安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて各学校に看護師を配置して医療的ケアを実施

(2) 事業の実績（令和 6 年度）

- ・配置看護師 3 名
- ・利用者 3 名

(3) 担当窓口

- ・教育部学校教育課特別支援教育係

千歳市コミュニケーション条例制定記念イベント(案)

テーマ:「障がい」にふれる。

日時:10月29日(水)17:00~20:00

場所:北ガス文化ホール

第1部 展示・体験(17:00~18:25)

アクティブ車いす体験...2階中ホールホワイエ

・一般社団法人 SPICE.F(狩野 亮 代表理事)

手話・要約筆記・点字体験...2階ホール

・千歳市社会福祉協議会

情報・コミュニケーション支援機器の展示・体験...2階多目的室

- ・一般財団法人北海道難病連(情報・意思疎通支援用具、重度障がい者用意思伝達装置)
- ・NPO法人 iCare ほっかいどう(重度障がい者用意思伝達装置)
- ・合同会社ブラインドサポートセンター(視覚障がい者用日常生活用具)
- ・一般財団法人 日本財団電話リレーサービス(電話リレーサービス、ヨメテル)

第2部 記念講演(18:30~20:00)2階中ホール(定員400名)

演題:パラリンピアンとして生き、今思うこと

講師:狩野 亮 氏(パラアルペンスキー金メダリスト)

2010年バンクーバーパラリンピック:スーパー大回転金メダル、滑降銅メダル

2014年ソチパラリンピック:スーパー大回転金メダル、滑降金メダル

【講師経歴】

北海道網走市出身。小学校3年生の時に交通事故により脊髄損傷となる。その後、様々なスポーツに挑戦する中で、チェアスキーと出会いパラリンピックへの挑戦が始まる。2006年トリノ大会から5大会連続出場。2010年バンクーバー大会・2014年ソチ大会では、金メダル3個を含む計4個のメダルを獲得。2014年、パラリンピアンとしては初の紫綬褒章を受章。2022年北京大会まで日本代表として活動し、同年7月に日本代表を引退、一線を退く。引退後、これまでの経験を活かし社会に気づきや刺激を与えたいと考え、一般社団法人 SPICE.F を設立。また、オランダで行われている共生社会推進のための啓蒙活動を学ぶために留学。2023年12月に帰国後、若手選手育成やダイバーシティ推進事業、これまでの経験や生き方を通じた研修事業等の幅広い活動を行う。

地域生活専門部会 構成機関(案)

No	構成機関名	備考
1	特定非営利活動法人千歳めいぷるの会	部会長
2	千歳市肢体不自由児者父母の会	
3	千歳身体障害者福祉協会	
4	千歳つくし会	
5	千歳視覚障害者福祉協会	
6	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	
7	特定非営利活動法人 アシストセンターちえりす	
8	計画相談つむぎ	
9	千歳市障がい者総合支援センター Chip	
10	千歳地域生活支援センター	
11	千歳市障がい者地域生活支援拠点等 拠点機能事業所	
事務局	千歳市障がい者基幹相談支援センター	
事務局	千歳市保健福祉部障がい者支援課	

千歳市障がい者地域生活支援拠点等 運用マニュアル

千歳市保健福祉部障がい者支援課
令和 7 年 7 月

目次

1	地域生活支援拠点等について	1
(1)	定義	1
(2)	千歳市障がい者地域生活支援拠点等	1
2	各拠点機能の解説	3
(1)	居住支援機能	3
(2)	相談支援機能	3
(3)	体験の機会・場の提供（地域移行支援を利用しない場合）	3
(4)	体験の機会・場の提供（地域移行支援を利用する場合）	5
(5)	緊急時の受入れ・対応	5
(6)	緊急時の受入れ・対応	6
(7)	専門性の確保	6
(8)	地域の体制づくり	7
3	拠点機能事業所の登録について	7
(1)	拠点機能事業所の要件	7
(2)	拠点機能事業所の責務	7
(3)	登録の手順	8
(4)	登録内容の変更等	10
(5)	基幹相談支援センターへの情報提供	10
4	千歳市緊急時の受入れ・対応機能に係るガイドライン	11
(1)	事前登録	11
(2)	緊急の事態の発生に対する対応	13
(3)	緊急時の受入れ・対応	15
(4)	緊急時の受入れ・対応	15
(5)	緊急時の受入れ・対応に係る補助金の交付申請について	16
5	拠点機能事業所への対価について	18
(1)	居住支援機能	18
(2)	相談支援機能	18
(3)	体験の機会・場の提供（地域移行支援を利用しない場合）	19
(4)	体験の機会・場の提供（地域移行支援を利用する場合）	20
(5)	緊急時の受入れ・対応	22
(6)	緊急時の受入れ・対応	24
(7)	地域の体制づくり	25
6	地域体制強化共同支援加算の算定方法について	26
(1)	加算の趣旨	26
(2)	加算算定の手順	26

1 地域生活支援拠点等について

(1) 定義

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行、親元からの自立を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、緊急の事態や地域移行に向けた支援についての機能を担うものです。地域生活支援拠点等の整備は、障害者総合支援法（以下「法」という。）第77条第3項及び第4項において、市町村の努力義務である地域生活支援事業として定められています。

(2) 千歳市障がい者地域生活支援拠点等

本市では、千歳市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）での協議を踏まえ、地域の障害福祉サービスなどの社会資源を活用し、複数の拠点機能を担う事業所（以下「拠点機能事業所」という。）市及びその他の関係機関が有機的に連携することで各拠点機能の役割を果たす「面的整備型」の手法を用いて、「千歳市障がい者地域生活支援拠点等（以下「拠点」という。）」を運用します。

拠点の運用に当たり、国や北海道の考えに基づき、次の「居住支援機能」と5つの「地域支援機能」を整備するほか、千歳市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）に市及び拠点関係機関（指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関）の相互の有機的な連携及び調整を図り、情報連携を行う「拠点コーディネーター」を配置するものとします。

【居住支援機能】

共同生活援助の空き状況等の情報共有に基づくサービス調整のほか、不動産業者に対する物件斡旋依頼や入居契約手続きの支援などにより、住まいの場を提供する機能

【5つの地域支援機能】

機能の種類	内容
相談支援機能	緊急リスクの高い世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
体験の機会・場の提供	入所施設や精神科病院からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
緊急時の受入れ・対応	千歳市緊急時の受入れ・対応機能に係るガイドライン（P11～）に基づく緊急時の受入れや対応を行う機能
専門性の確保	保健福祉部主幹（基幹相談支援担当）及び千歳市障がい者基幹相談支援センター機能強化事業受託者（以下「機能強化事業受託者」という。）による助言・指導や、基幹相談支援センター及び協議会主催による研修の実施などにより、専門的人材を確保・養成する機能
地域の体制づくり	拠点コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 各拠点機能の解説

(1) 居住支援機能

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
一般住居	一般住居の利用希望者	障がい者総合支援センター運営業務受託者又は機能強化事業受託者(以下「委託相談」という。)	不動産業者への物件斡旋依頼や入居契約手続きの支援などにより、住まいの場を提供する
共同生活援助	共同生活援助の利用希望者	【受付】計画相談支援 【実施】共同生活援助	共同生活援助の空き状況等を情報共有し、円滑なサービス調整(提供)を行う

(2) 相談支援機能

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
相談強化(加算あり)	計画相談支援の利用者	計画相談支援、障害児相談支援	緊急リスクの高い利用者に対し、緊急時の受入れ・対応機能の利用に係る事前登録を支援し、常時の連絡体制を確保した上で、緊急時に必要なサービス調整やその他必要な相談支援を行う
相談強化(加算なし)	上記以外	基幹相談支援センター	緊急リスクの高い利用者の緊急時の受入れ・対応機能の利用に係る事前登録を受け付け、常時の連絡体制を確保した上で、緊急時に必要なサービス調整やその他必要な相談支援を行う

(3) 体験の機会・場の提供 (地域移行支援を利用しない場合)

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
体験宿泊	入所施設の入所者、精神科病院等の入院患者、家族等と同居している者等で、共同生活住居の入居希望者	【受付】計画相談支援・基幹相談支援センター 【実施】共同生活援助	入所施設や精神科病院からの地域移行、親元からの自立のため、共同生活援助の体験の機会・場を提供する
地域移行促進	施設入所支援の利用者	施設入所支援	地域の障害福祉サービス等の見学などを実施し、入所施設からの地域移行を促進する

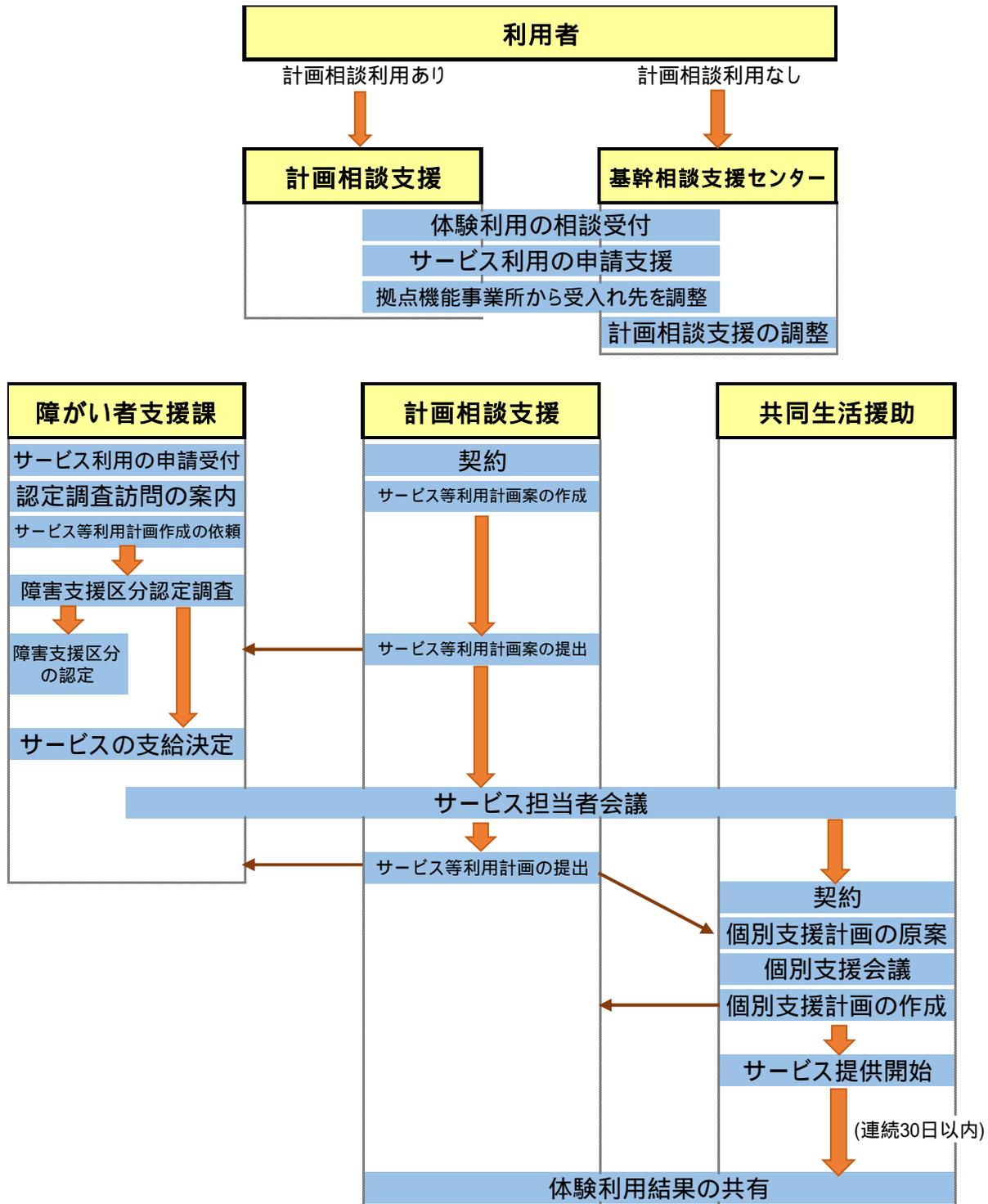
地域移行支援についてはP22のQ7を参照してください。

【体験宿泊について】

入所施設や精神科病院からの地域移行や親元からの自立のために、共同生活住居の利用を希望している人が対象となります。必ずしも受入れ先への入居を前提とする必要はありません。

計画相談支援の利用がある人は、計画相談支援事業者が受け付け、計画相談支援の利用がない人は、基幹相談支援センターが受け付けます。利用に当たっては、共同生活援助の体験利用に係る支給決定の手続きが必要です。

図2 利用の流れ



Q1 これまでの体験利用とは何が違うの？

A1 共同生活援助が提供するサービスの内容や、請求可能な報酬、利用者との契約などは、これまでと変わりません。ただし、拠点機能として実施する体験宿泊は、利用者が共同生活援助を体験して地域で生活するというイメージをもつことや、地域生活における課題の抽出により、体験後の支援に活かすことを重要視するため、図2のとおり、原則として計画相談支援の利用をお願いします。受入れ先への入居を前提とした体験入所である場合などは、拠点機能事業所であっても、セルフプランでの利用を妨げるものではありません。

(4) 体験の機会・場の提供 (地域移行支援を利用する場合)

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
地域移行支援	地域移行支援の利用者	地域移行支援、施設入所支援、障害福祉サービス	地域移行支援の利用者に対して、体験の機会・場を提供する

詳細は「5 拠点機能事業所への対価について」の「(4) 体験の機会・場の提供 (地域移行支援を利用する場合)」(P20~)をご覧ください。

(5) 緊急時の受入れ・対応

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
短期入所	区分1以上	短期入所	介護者が病気などの場合に、短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
緊急短期入所	区分1以上	短期入所	介護者の急病等の理由により利用開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて緊急に短期入所を行う
緊急時受入	日中系サービスの利用者	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	緊急時、日中支援に引き続き、当該事業所において夜間支援を実施する
緊急時対応	訪問系サービスの利用者	居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援	利用者又は家族等からの要請から24時間以内に指定サービスを緊急に実施する
緊急時支援	自立生活援助、地域定着支援の利用者	自立生活援助、地域定着支援	緊急時に自宅を訪問又は一時的な滞在による支援を行う

緊急時の加算を伴わないその他の障害福祉サービス等や市長がこれらに相当し適当と認める事業を含みます。

(6) 緊急時の受入れ・対応

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
ア 居室提供・見守り職員の配置	緊急の事態が生じた市内において在宅で生活する障がい者 緊急の事態とは 本人の障がいの特性に起因して	共同生活援助	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供、見守り職員1名以上を配置し支援を行う
イ 居室提供	生じる緊急の事態 介護者の障がい、入院、事故、死亡等又は介護者による虐待等により家庭での支援が見込めない事態 その他の障がい者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態	共同生活援助	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供する
ウ 見守り職員の派遣		指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者	ア及びイの利用者に見守り職員1名を派遣し、支援を行う

Q2 緊急時の受入れ・対応の と の違いは？

A2 は、既存の障害福祉サービス等による対応です。 は、市内の短期入所の不足を補完するために創設された市独自の地域生活支援事業となり、その調整は、拠点コーディネーターを配置する基幹相談支援センターが行います。Iや介護保険サービス等によって、十分な安全確保が可能な場合は、 を利用することはできません。

また、 のサービスの対価は、拠点機能事業所に対する「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金」によって支払われます。食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費(以下「日常生活費等」という。)を除いて、利用者の負担はありません。

詳細は、「4 千歳市緊急時の受入れ・対応機能に係るガイドライン」(P11~)及び「5 拠点機能事業所への対価について」(P18~)をご確認ください。

(7) 専門性の確保

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
専門性の確保	指定障害福祉サービス事業者等	保健福祉部主幹(基幹相談支援担当)、機能強化事業受託者、基幹相談支援センター、協議会	助言・指導、研修の実施などにより、地域の専門的人材の確保・養成を図る

(8) 地域の体制づくり

種類	対象者	拠点機能事業所	拠点機能の内容
拠点コーディネーター		基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び拠点関係機関の相互の有機的な連携や調整を行う ・緊急時の受入れ・対応の事前登録を受け付ける ・計画相談支援の利用がない者の拠点機能の利用受付及び緊急時の受入れ・対応の利用調整を行う
地域体制強化共同支援	支援が困難な利用者（施設入所支援の利用者を除く）	計画相談支援、障害児相談支援	個別事例を通じた地域課題の抽出により、地域の体制強化を行う

3 拠点機能事業所の登録について

(1) 拠点機能事業所の要件

拠点機能事業所は、次の 及び のいずれにも該当する者とします。

次のいずれかに該当する者

- ・ 市内に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)
- ・ 基幹相談支援センター又は委託相談
- ・ その他市長が認める関係機関

市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者「以下（連携担当者）という。」を1名以上配置する者（指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基幹相談支援センター及び委託相談を除く）。

連携担当者は、事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、担当者を明確化しておくことで足りません。

(2) 拠点機能事業所の責務

拠点機能事業所は、次の から の責務を果たすものとします。

担うべき拠点機能を十分に理解し、障がいのある人の自立や地域移行を推進するため、適切な支援に努める。

協議会の地域生活専門部会の構成機関として、緊急リスクの高い世帯の把握に努め、緊急時の受入れ・対応機能に係る利用者の事前登録を支援するほか、協議会の求めに応じた活動を行う。

連携担当者は、平時から拠点コーディネーター、拠点関係機関との情報共有や連携に努める。

拠点機能事業所の基本情報や拠点機能として登録したサービスの空き状況など、利用調整に必要な情報に更新があった場合は、速やかに基幹相談支援センターに提供するものとする。

運営規程に拠点機能を担う旨を規定するほか、拠点機能事業所であることについて、事業所内掲示板やホームページの掲載などによって公表する。

拠点機能事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

Q3 協議会の地域生活専門部会とは？

A3 協議会は、市内に居住する障がい者（児）等への支援の体制の整備を図るため、法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、福祉、保健、医療、雇用及び教育に関する関係機関等による連携及び支援体制に関する協議を行い、障がい者（児）等の福祉施策及び地域生活支援を総合的かつ効果的に推進することを目的として設置された協議体です。その専門部会は、協議会の求めに応じて必要な情報及び資料の収集、調査、研究等を行う組織として設置された協議会の組織です。

市では、原則として、拠点機能事業所に地域生活専門部会の構成機関となっていただくこととしています。地域生活専門部会の役割は、各機関の事業又は活動を通じて、緊急リスクの高い世帯の把握に努め、当該世帯に対し、緊急時の受入れ・対応機能利用に係る事前登録を支援すること、当該世帯の緊急時の受入れ・対応に係る検討会議に参加することのほか（P12）、重度障がいのある人に対する支援ニーズ調査などに協力していただく予定です。

その他、地域生活専門部会主催の情報交換会等の企画・実施や定例の会議などの活動（2 か月に 1 回程度）がありますが、その参集範囲は、拠点機能事業所数に応じて調整します。

（3）登録の手順

障害福祉サービス事業者等が拠点機能事業所として位置付けられるためには、次の手順で登録の手続きが必要です。

事前協議

要件、責務、担うべき拠点機能及びその対価などについて、事前に市と確認してください。

届出

次の書類を市（保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係 / 市役所第 2 庁舎 6 番）へ提出してください。

- ・様式 1 「千歳市障がい者地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所登録届出書」
- ・担う拠点機能を規定した運営規程案
- ・賠償責任保険書類等の写し（緊急時の受入れ・対応 に登録する場合のみ）

登録の決定

市は、届出書の受理後、内容を審査し、拠点機能事業所としての登録を決定した場合は、様式2「千歳市障がい者地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所（変更）登録決定通知書」、登録を却下した場合は、様式3「千歳市障がい者地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所登録却下通知書」により事業所に通知します。

また、拠点機能事業所の登録情報は、協議会及び拠点関係機関と共有するほか、市のホームページ等で公開します。

指定権者への届出

障害福祉サービス等の報酬において、新たな加算が発生する拠点機能を登録した場合は、市より登録決定の通知を受けた後、次の書類を加算を算定しようとする前月の15日までに、北海道石狩振興局（計画相談支援及び障害児相談支援は市）へ提出してください。

- ・指定に係る「変更届出書」
- ・担う拠点機能を記載した運営規程
- ・「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」又は「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・その他添付書類（「5 拠点機能事業所への対価について」（P18～）の「指定権者への届出」欄を参照し、詳細は指定権者へご確認ください）

Q4 運営規程にはどのように拠点機能を規定する？

A4 市へ提出した届出書に合わせて、「2 各拠点機能の解説」（P3～）に記載の拠点機能の種類と内容を記載します。次の記載例（共同生活援助の場合）を参考にしてください。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇条 事業所は、千歳市から位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

（1）居住支援機能

- ・共同生活援助 共同生活援助の空き状況等を情報共有し、円滑なサービス提供を行う

（2）体験の機会・場の提供

- ・体験宿泊 入所施設や精神科病院からの地域移行、親元からの自立のため、共同生活援助の体験の機会・場を提供する。

（3）体験の機会・場の提供

- ・地域移行支援 地域移行支援の利用者に対して体験の機会・場を提供する。

（4）緊急時の受入れ・対応

- ・居室提供・見守り職員の配置 共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供、見守り職員1名以上を配置し支援を行う。

なお、市へ登録の届出を行う際には、運営規程の案を提出していただきますが、指定権者に対する変更届の手続き完了後には、改めて確定後の運営規程を市へ提出してください。

(4) 登録内容の変更等

拠点機能事業所として登録した障害福祉サービス事業者等は、その登録内容に変更が生じた場合、変更の日から 10 日以内に様式 4「千歳市障がい者地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所登録変更届出書」を市へ提出してください。

また、登録を廃止又は休止しようとするときは、その 1 か月前までに、登録を再開したときは、再開した日から 10 日以内に様式 5「千歳市障がい者地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所廃止・休止・再開届出書」を市へ提出してください。

加算の状況に変更が生じる場合は、併せて指定権者への届出も行ってください。

(5) 基幹相談支援センターへの情報提供

拠点機能事業所は、拠点機能として登録したサービスの空き状況に更新があった場合は、速やかに基幹相談支援センターに情報提供する必要があります。情報提供の方法については、基幹相談支援センターに確認をお願いします。

なお、当該空き状況は、その他の拠点関係機関と共有するほか、基幹相談支援センターのホームページで公開します。

4 千歳市緊急時の受入れ・対応機能に係るガイドライン

緊急時の受入れ・対応機能の利用手順、拠点関係機関との連携、事故対応等に関する基本的な考え方や留意事項は次のとおりです。

(1) 事前登録

対象者

市内において在宅で生活する障がい者 であって、次の理由により、在宅での生活が一時的に困難となるおそれのある人について、緊急時の受入れ・対応機能の利用登録を基幹相談支援センターで受け付けます。

- ・障がい者本人の障がいの特性
- ・主たる介護者の障がい、入院、事故、死亡等
- ・その他の障がい者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする理由

障がい者の定義は、法第4条第1項で規定する範囲とします。

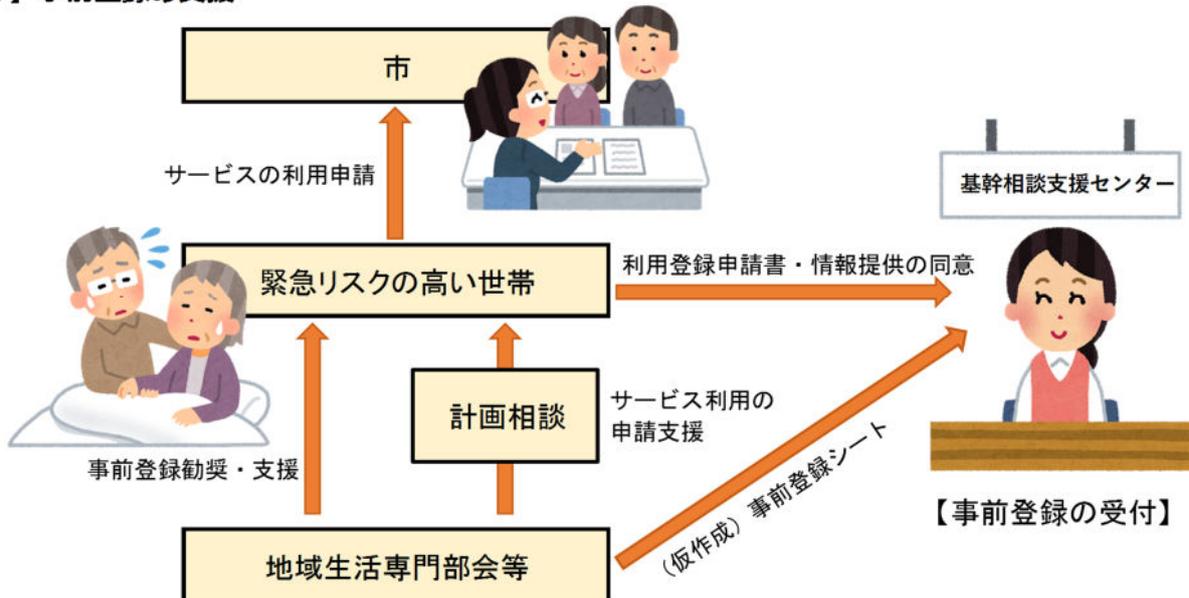
事前登録の支援

地域生活専門部会の構成機関等は、それぞれの活動を通じて把握した上記の対象者に対し、事前の利用登録を勧奨し、次の支援を行います。

なお、利用登録に当たっては、支援に必要な個人情報等を拠点関係機関及び地域生活専門部会で共有すること、緊急時の受入れ・対応 の日常生活費等に係る利用者負担の区分（以下「利用者負担区分」という。）を受入れ事業所に提示すること、対象者の障がい特性や支援に必要な環境などをまとめた事前登録シートの作成を拠点コーディネーターに依頼することなどについて、対象者から同意を得る必要があります。

- ・様式6「千歳市緊急時の受入れ・対応機能に係る利用登録申請書」の作成や基幹相談支援センターへの提出を支援する。
- ・対象者の緊急時の受入れ・対応Ⅰに該当する障害福祉サービス等（短期入所、訪問系サービス等）の支給決定がない場合は、その利用申請を支援する（又は計画相談支援へつなぐ）。
- ・様式7「千歳市緊急時の受入れ・対応機能の利用に係る事前登録シート」を仮作成し、基幹相談支援センターへ提出する。

【図3】事前登録の支援



事前登録の完了

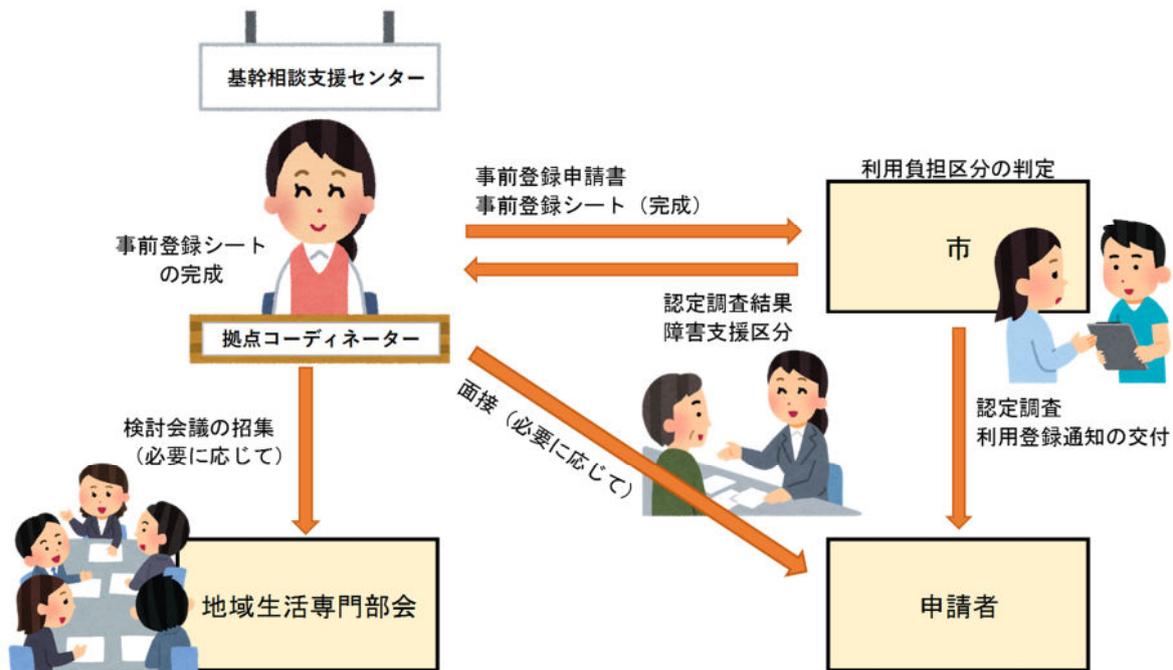
利用登録申請を受け付けた基幹相談支援センターは、市（障がい者支援課）及び拠点関係機関と連携して、次の手順で事前登録シートを完成させ、市は利用者負担区分の判定を行い、申請者に利用登録通知を交付します。

- ・基幹相談支援センターは、で提出された登録申請書を市へ提出する。
- ・市は、登録申請書及び障害福祉サービス等の利用申請の情報に基づき、次のとおり緊急時の受入れ・対応に係る利用者負担区分の判定を行う。

利用者の障害福祉サービス等に係る負担上限月額が0円となる場合	市負担
日常生活費等の徴収により生活保護を要する場合	
り災その他特別な事情により著しく生計が悪化している場合	
その他徴収が著しく困難であると市長が認めた場合	
上記以外の場合	利用者負担

- ・併せて障害福祉サービス等の利用申請があった場合、市は、申請者の認定調査を実施し、その結果（又は直近の結果）障害支援区分を基幹相談支援センターと共有する。
- ・拠点コーディネーターは、認定調査結果を踏まえ、また、必要に応じて申請者と面接し、事前登録シートを完成させる。このとき、複合的な課題があるなど、申請者の緊急時の受入れ・対応について、事前に協議する必要があると認められる場合は、拠点コーディネーターが地域生活専門部会に拠点関係機関を招集して検討会議を開催し、その結果を事前登録シートに反映することができる。
- ・基幹相談支援センターは、完成した事前登録シートの写しを市に提出する。
- ・障がい者支援課は、様式8「千歳市緊急時の受入れ・対応機能に係る利用登録通知」に事前登録シートの写しを添付して申請者に交付する。

【図4】事前登録の完了



(2) 緊急の事態の発生に対する対応

登録者に緊急の事態が発生したときは、登録者の情報を拠点機能事業所に提示し、次の手順で受入れ・対応を行う事業所（以下「受入れ事業所」という。）を調整します。

緊急時の受入れ・対応 の調整

登録者が計画相談支援の利用者である場合は当該計画相談支援、それ以外は基幹相談支援センターが拠点機能事業所の空き状況や事前登録シートの内容を踏まえ、緊急時の受入れ・対応 の調整を行います。このとき、介護保険サービスの対象者である場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、市の高齢者支援課や地域包括支援センターにつながります。

緊急時の受入れ・対応 の調整

緊急時の受入れ・対応 及び介護保険サービスの利用が困難な場合、又は利用によっても十分な安全確保が困難な場合は、基幹相談支援センターが緊急時の受入れ・対応 の調整を行います。

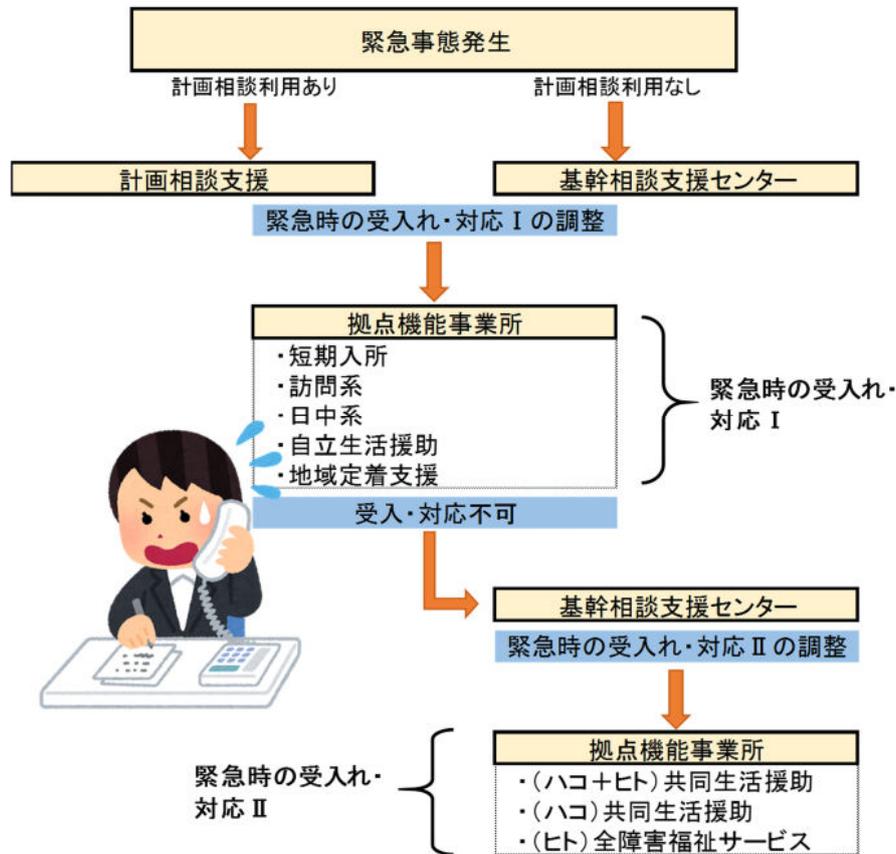
の調整に当たっては、拠点機能事業所の空き状況と登録者の状況を踏まえ、「居室提供・見守り職員の配置」又は「居室提供」のいずれかを選択します。

さらに、登録者の状況などから、夜間支援等体制に不安が生じる場合や見守り職員の配置が必要であっても「居室提供」しか選択できない場合は、先に居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用を検討します。当該障害福祉サービスの併用が困難な場面にのみ、「見守り職員の派遣」を調整することができます。

Q5 居宅介護や重度訪問介護のヘルパーをグループホームに派遣してよいの？

A5 緊急時の受入れ・対応 は、障害福祉サービスではないので、「居室提供（・見守り職員の配置）」の利用者は、在宅で生活しているものとみなし、居宅介護及び重度訪問介護等を併用することができます。

【図5】緊急の事態の発生に対する対応



Q6 緊急時の受入れ・対応は、事前登録や障害福祉サービスの支給決定がないと、利用できないの？

A6 緊急時に速やかに適切な支援につなげるためには、対象者の障がい特性等を予め把握することが非常に重要です。そのため、拠点機能事業所には、地域生活専門部会の構成機関として、緊急リスクの高い世帯の把握や事前登録の勧奨をお願いしています。

事前登録が望ましいですが、緊急の事態の発生は予測が難しいことから、事前登録のない人の利用も可能としています。

この場合は、緊急の事態発生後、口頭で対象者から拠点関係機関及び地域生活専門部会における個人情報等の共有に係る同意をとった上で、登録申請書や事前登録シートの提出を待たず、速やかに図5の流れに沿って利用調整を行います。ただし、登録申請書は、当該拠点機能利用期間中を目途に基幹相談支援センター又は市へ提出してください。事前登録シートは、当該緊急の事態の発生以後の利用に備える目的で、後日作成します。

また、事前登録のないケースは、障害福祉サービスの支給決定がない場合が想定されますが、特例介護給付費等の支給が可能な場合は、通常どおり緊急時の受入れ・対応を優先するため、計画相談支援及び基幹相談支援センターは、市と連携して調整を行ってください。

(3) 緊急時の受入れ・対応

サービス提供について

受入れ事業所は、障害福祉サービスとして、通常どおり適切なサービスの提供を行います。利用者の状況については、随時、計画相談支援や拠点コーディネーターと共有を図ってください。

また、緊急時の受入れ・対応 が終了した後の地域生活に課題があるときは、拠点コーディネーターが地域生活専門部会に拠点関係機関を招集して検討会議を開催し、今後の支援について検討します。

サービスの対価について

提供したサービスの対価は、障害福祉サービスの報酬として請求を行ってください。詳細は、「5 拠点機能事業所への対価について」(P18~)を参照してください。

(4) 緊急時の受入れ・対応

サービス提供の期間

原則として1回当たり7日以内です。ただし、緊急の事態が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったことなど、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、14日を限度に引き続き提供することができます。当該期間は、市及び拠点コーディネーターと協議の上、決定します。

利用者に対する説明等

「居室提供（・見守り職員の配置）」を行う受入れ事業所は、受入れ開始後速やかに、施設の設備や規則など、宿泊する上で必要な情報を利用者に説明してください。

また、「居室提供（・見守り職員の配置）」を行う受入れ事業所は、市から提示された利用者負担区分が「利用者負担」である利用者に対し、日常生活費等の実費を請求することができますが、請求する場合は、予め利用者に対してサービスの内容及び費用について説明し、同意を得てください（説明した内容や同意を得たことが確認できる書類（重要事項説明書等）を整備する必要があります）。徴収後には利用者に対して領収証を発行してください。

職員配置等

「居室提供・見守り職員の配置」を行う受入れ事業所は、見守り職員を1名以上配置してください。見守り職員は、利用者の状況に応じ、指定を受けている共同生活援助の人員配置基準を下回らない範囲で当該共同生活援助の職種と兼務することができます。

また、夜間及び深夜の時間帯の配置については、利用者の状況に応じて、必要な防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合も含まれます。

なお、緊急時の受入れ・対応 の受入れ人数は、共同生活援助としての利用者述べ数には含まれません。

派遣サービスの受入れ・協力

利用者の状況に応じて、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービス又は見守り職員の派遣が必要な場合は、「居室提供（・見守り職員の配置）」を行う受入れ事業所は、当該派遣の業務に対して、適切な協力を行ってください。

サービス提供の記録

受入れ事業所は、「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に定める「サービス提供実績記録表（第4号様式）」又は「サービス提供実績記録表（第5号様式）」にサービス提供実績の記録を行い、利用者の確認（署名又は押印）を受けてください。

事故対応について

サービスの提供に関わって事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる必要があります。受入れ事業所が指定を受けている障害福祉サービス等の事故対応マニュアルに準じた対応をしてください。

また、サービスの提供により、受入れ事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ってください。なお、緊急時の受入れ・対応 が加入中の賠償責任保険の対象となるか否かについては保険会社へ確認をした上で、拠点機能事業所の登録時に保険書類等の写しを市へ提出してください（なお、本事業は、障害者総合支援法第77条第3項及び第4項に規定される地域生活支援事業です）。

受入れ後の対応について

緊急時の受入れ・対応 が終了した後の地域生活に課題があるときは、拠点コーディネーターが地域生活専門部会に拠点関係機関を招集して検討会議を開催し、今後の支援について検討します。

（5）緊急時の受入れ・対応 に係る補助金の交付申請について

交付要綱に従い、次の流れで補助金交付を申請してください。補助金単価については、「5 拠点機能事業所への対価について」の「（6）緊急時の受入れ・対応」（P24～）に記載しています。

交付申請

「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付申請書」（第1号様式）を市へ提出します。申請の期限はありませんが、事業完了後30日以内に実績報告を行う必要があるため、受入れ・対応終了後14日以内に提出するようにしてください。

また、日常生活費等について、市から提示された利用者負担区分が「市負担」の場合は、日常生活費等の実費を補助金として市へ請求することができます。家賃等の固定費は1か月を30日として日割り計算し、その額を確認することができる書類（共同生活援助の重要事項説明書等）を交付申請書に添付してください。

交付決定

市は、交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付決定通知書」(第2号様式)を申請者に交付します。

実績報告

受入れ事業所は、事業完了日から30日後又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次の書類を市へ提出します。

- ・「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金実績報告書(第3号様式)」
- ・サービス提供実績記録表 又はサービス提供実績記録表
- ・日常生活費等の請求に係る重要事項説明書及び領収証の写し等(利用者に請求した場合のみ)

額の確定

市は、実績報告の内容を審査し、補助金の交付額を確定し、「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)」を申請者に交付します。額の確定後、受入れ事業所は、市に補助金の請求を行ってください。

交付決定の取消し

市は、受入れ事業所が補助金の交付決定時に付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。補助金の交付決定を取り消したときは、「千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)」により通知します。

また、補助金の交付決定を取り消した場合に、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命じます。

経理書類の保管

受入れ事業所は、補助事業に係る経理についての収支書類を整理し、額の確定日の属する年度の翌年度の初日から5年間保管してください。

5 拠点機能事業所への対価について

拠点機能として提供されるサービスの対価は、次の各表のとおり、拠点機能事業所に対し、障害福祉サービス等の報酬のほか、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金によって支払われます(対価の種類【】内が拠点機能を示しています)。

一部の障害福祉サービス等の報酬を算定するためには、指定権者に事前の届出が必要です(P9参照)。報酬の算定に当たっての詳細な要件等については、各サービスの報酬告示や留意事項通知等を参照していただくほか、指定権者に確認してください。

(1) 居住支援機能

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
共同生活援助サービス費ほか各種加算【共同生活援助】	共同生活援助を提供した場合に、利用者の障害支援区分に応じて算定する	(省略)	共同生活援助	不要(各種加算については石狩振興局へ確認してください)
サービス利用支援費【共同生活援助】	共同生活援助の利用を希望する者に、サービス利用支援を行った場合	(省略)	計画相談支援	不要

(2) 相談支援機能

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
地域生活支援拠点等相談強化加算【相談強化(加算あり)】	要支援者(緊急支援が必要な者)又は家族からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者への情報提供及び短期入所の利用調整を行った場合 他の事業所が計画相談支援等を行っている者は対象外	・1回700単位 (1月4回まで) 同一の緊急の事態について複数の短期入所事業者と連絡調整を行った場合でも1回のみ算定する	計画相談支援、障害児相談支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(地域生活支援拠点等相談強化加算)
機能強化型(継続)サービス利用支援費 ～、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費～	現在、千歳市では、複数事業所が協働により体制を確保し、左記を算定する事業所がないため、該当なし	(省略)	計画相談支援、障害児相談支援	(省略)

(3) 体験の機会・場の提供 (地域移行支援を利用しない場合)

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
サービス利用支援費 【体験宿泊】	共同生活援助の体験利用を希望する者に、サービス利用支援を行った場合	(省略)	計画相談支援	不要
共同生活援助サービス費 【体験宿泊】 介護サービス包括型の場合	指定障害者支援施設等に入所もしくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者であって、共同生活援助の利用を希望している者に対し、個別支援計画を作成した上で、一時的に体験的な共同生活援助を提供した場合	1日につき ・区分6 717単位 ・区分5 569単位 ・区分4 481単位 ・区分3 410単位 ・区分2 290単位 ・区分1以下 273単位 1回当たり連続30日以内 1人年間50日以内	共同生活援助	不要
強度行動障害者体験利用加算【体験宿泊】	特定の研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1名以上配置するなどの施設基準を満たし、道知事に届け出た共同生活援助の事業所が強度行動障がいのある利用者に対し、上記を実施した場合	・1日400単位	共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)	・体制等状況一覧表(強度行動障害者体験利用加算職員配置2あり) ・強度行動障害者体験利用加算に係る届出書 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・研修修了証の写し

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
地域移行促進加算 【地域移行促進】	施設入所支援の利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないもの)を実施した場合(共同生活援助や他の通所事業所への見学、地域の活動への参加、公共交通機関の利用体験などに従業者が同行した場合)	・1日60単位(1月3回まで)	施設入所支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(地域移行促進加算)

(4) 体験の機会・場の提供 (地域移行支援を利用する場合)

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
障害福祉サービスの体験利用加算 【地域移行支援】	利用者に対して、「障害福祉サービスの体験的な利用支援」を提供した場合	・1(体験開始日から5日以内) 500単位+50単位 ・(体験開始日から6日以上15日以内)250単位+50単位	地域移行支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(体験利用支援加算・体験宿泊加算)
障害福祉サービスの体験利用支援加算 【地域移行支援】	<u>指定障害者支援施設において対象サービスを利用する利用者が、地域移行支援の「障害福祉サービスの体験的な利用支援」を利用するときに、当該指定障害者支援施設の従業者が次のいずれかを行った場合</u> 体験日の日中に当該指定障害者支援施設で別途サービスの提供を行う	・(体験開始日から5日以内) 500単位+50単位 ・(体験開始日から6日以上15日以内)250単位+50単位 指定障害者支援施設等の利用者であること 体験中の基本報酬は算定できない	生活介護、自立訓練(機能訓練)自立訓練(生活訓練) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(障害福祉サービスの体験利用加算)

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
	当該地域移行支援事業者と体験に係る連絡調整や相談援助、今後の支援方針の協議を行う			
体験宿泊加算 【地域移行支援】	利用者に対して「体験的な宿泊支援」のうち単身での生活に向けたものを提供した場合	・1日300単位 +50単位(下記と合計して15日まで) 体験の開始日から最終日まで算定できる	地域移行支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(体験利用支援加算・体験宿泊加算)
体験宿泊加算 【地域移行支援】	上記の利用者の心身の状態に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間支援従事者を配置又は1晩につき複数回の巡回支援を行った場合	・1日700単位 +50単位(上記と合計して15日まで) 体験の開始日から最終日まで算定できる	地域移行支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(体験利用支援加算・体験宿泊加算)
地域移行促進加算 I 【地域移行支援】	施設入所支援の利用者が、地域移行支援の「体験的な宿泊支援」のうち単身での生活に向けたものを利用するときに、当該施設入所支援の従業者が、当該地域移行支援事業者と体験に係る連絡調整や相談援助、今後の支援方針の協議を行った場合	・1日120単位(15日まで) 体験の開始日と最終日を除き、所定単位数に代えて算定する 入院・外泊時加算を併用できる 補足給付を併用できる	施設入所支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(加算の項目には○不要)

体験を受け入れる事業者への対価は、障害福祉サービスの報酬や市の補助金ではなく、地域移行支援事業者からの委託料によって支払われます。

現在、市内で地域移行支援の指定を受けている一般相談支援事業者は千歳市地域生活支援センターのみです。

Q7 地域移行支援とは？

A7 指定一般相談支援事業者が の対象者に対し提供する のサービスの事です。

対象者

- ・ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入院している者
- ・ 精神科病院に入院している精神障がい者(入院期間1年以上の人又は措置入院者・医療保護入院者で地域移行支援を行われなければ入院が長期化する者)
- ・ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- ・ 刑事施設、少年院に収容されている障がい者
- ・ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター・就業支援センター・自立準備ホームに宿泊している障がい者

サービス内容

- ・ 住居の確保その他の地域移行に関する相談
- ・ 地域移行のための外出同行
- ・ 地域移行支援計画の作成

障害福祉サービスの体験利用の提供

体験宿泊の提供

(5) 緊急時の受入れ・対応

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
短期入所サービス費(地域生活支援拠点等の場合) 【短期入所】	区分1以上の障がい者(児)に短期入所を行った場合	・ 1日 100 単位 + (医ケア児者、重症心身障がい児者、強度行動障がい児者の場合) 200 単位 利用開始日のみ算定できる	短期入所	・ 体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・ 地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算) ・ 運営規程
緊急短期入所受入加算【緊急短期入所】	介護者の急病等の理由により利用開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて緊急に短期入所を行った場合	・ (福祉型) 1日 270 単位 ・ (医療型) 1日 500 単位 7日まで(やむを得ない事情がある場合は14日まで)	短期入所	不要

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
定員超過特例加算【緊急短期入所】	上記の受入を行ったことで、運営規程に定める利用定員を上回った場合	・1日50単位(利用者全員に10日まで算定できる)	短期入所	不要
緊急時受入加算【緊急時受入】	緊急時、日中支援に引き続き、当該事業所において夜間支援を実施した場合 当該事業所に就寝設備があり、夜間を通じて1人以上の職員が配置されていること	・1日100単位	生活介護、自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(緊急時受入加算) ・運営規程
緊急時対応加算【緊急時対応】	利用者又は家族等からの要請から24時間以内に計画外の指定サービスを緊急に実施した場合	・1回100単位+50単位 月2回まで	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(緊急時対応加算) ・運営規程
緊急時支援加算Ⅰ【緊急時支援】	利用者又は家族の要請に基づき、深夜(22:00-6:00)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合	・1日711単位+50単位	自立生活援助	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(緊急時支援加算) ・運営規程
緊急時支援費Ⅰ【緊急時支援】	利用者又は家族の要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合	・1日734単位+50単位	地域定着支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当) ・地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(緊急時支援加算) ・運営規程

(6) 緊急時の受入れ・対応

区分	要件等	補助基準額	対象サービス
ア-1 居室提供・見守り職員の配置（基本単価）	<p>共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供、<u>見守り職員1名以上を配置し支援を行った場合</u></p> <p>見守り職員は、利用者の状況に応じて、当該共同生活援助の人員配置基準を下回らない範囲で当該共同生活援助の職種と兼務可能</p> <p>夜間及び深夜の時間帯の配置については、利用者の状況に応じて、必要な防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合も含む</p>	<p>1日 9,230円</p> <p>7日まで。やむを得ない事情がある場合は14日まで。</p>	共同生活援助
ア-2 居室提供・見守り職員の配置（加算単価） 基礎 重度障がい者 食事提供加算 緊急短期入所受入加算 送迎加算	<p>要件なし</p> <p>医療的ケア者、重症心身障がい者、強度行動障がい者を受け入れた場合</p> <p>食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合</p> <p>利用開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて受入れを行った場合</p> <p>利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合</p>	<p>1日 1,000円</p> <p>1日 2,000円</p> <p>いずれも利用開始日のみ算定できる</p> <p>1日 480円</p> <p>1日 2,700円</p> <p>片道 1,860円</p>	共同生活援助
イ-1 居室提供【基本単価】	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供した場合	1日 2,730円	共同生活援助
イ-2 居室提供【加算単価】 食事提供加算 送迎加算	<p>食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合</p> <p>利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合</p>	<p>1日 480円</p> <p>片道 1,860円</p>	共同生活援助
ウ 見守り職員の派遣	<p>ア又はイの利用者に対し、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用が困難であると認められる場面において見守り職員1名を派遣し支援を行った場合</p> <p>日中（8：00～18：00） 夜間（18：00～22：00）・早朝（6：00～8：00） 深夜（22：00～6：00）</p>	<p>1時間 1,650円</p> <p>1時間 2,060円</p> <p>1時間 2,480円</p> <p>30分未満は0.25時間、30分以上1時間未満は0.5時間とする</p>	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者

ア及びイにおける日常生活費等は、利用者へ請求することができます。その場合は、予め利用者に対してサービスの内容及び費用について説明し、同意を得て、徴収後に利用者に対して領収証を発行してください。

利用者の障害福祉サービス等に係る負担上限月額が0円となる場合のほか、日常生活費等の徴収により生活保護を要する場合、り災その他特別な事情により著しく生計が悪化している場合、その他徴収が著しく困難であると市長が認めた場合は、日常生活費等に相当する補助金を市へ請求することができます。

補助金の算定対象日数には受入れ開始日及び終了日の両方を含みます。

時間数は、30分未満を0.25時間、30分以上1時間未満を0.5時間として計算します。

算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

その他詳細は、交付要綱を参照してください。

(7) 地域の体制づくり

種類	要件等	単位数	対象サービス	指定権者への届出
地域生活支援拠点等機能強化加算【拠点コーディネーター】	現在、千歳市では、自立生活援助の指定を受けている事業所がないことなど、必要な要件を満たさないため、算定不可	(省略)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援	(省略)
地域体制強化共同支援加算【地域体制強化共同支援】	福祉サービスを提供する事業者3人以上と会議により情報共有及び支援内容を検討し、利用者に在宅での療養又は地域生活において必要な説明及び指導を共同で行った上で、地域課題を整理し、協議会(相談支援専門部会)に報告した場合 報告には、利用者の同意が必要	1回2,000単位 1人につき1月1回まで 同一世帯に複数利用者がいる場合でも、それぞれが抱える課題が同一の場合は1回まで	計画相談支援、障害児相談支援	・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等 2.該当、地域体制強化共同支援加算 1.なし) ・地域体制強化共同支援加算に関する届出書

6 地域体制強化共同支援加算の算定方法について

(1) 加算の趣旨

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所（以下「事業所」という。）が把握した計画相談支援又は障害児相談支援の利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的としています。

(2) 加算算定の手順

利用者の同意をとる

事業所は、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）に係る3者以上（当該事業所を除く）が関わる事案について、利用者に対し、共同支援会議の実施及び協議会への報告（利用者情報を福祉サービス等の事業者及び協議会の相談支援専門部会と共有すること）について説明し、同意を得ます。

同意については、利用契約の際に包括的な同意として得ている場合でも、改めて本人に確認をとるようにしてください。

共同支援会議の開催

事業所は福祉サービス等に係る3者以上を招集して共同支援会議を開催し（オンライン可）、情報共有及び支援内容を検討します。この会議の内容は、様式9「千歳市地域体制強化共同支援加算報告書兼記録書」に記録し、5年間保存するとともに、市長からの求めがあった場合は提出する必要があります。

必要な支援の実施

事業所は、共同支援会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、福祉サービス等に係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を実施します（オンライン不可）。

この説明及び指導等の内容は、文書に記録し（任意様式）5年間保存するとともに、市長からの求めがあった場合は提出する必要があります。

協議会への報告

事業所の相談支援専門員は、共同支援会議及び実施した支援の内容を踏まえて、地域課題を整理し、報告書兼記録書により、協議会の相談支援専門部会に報告を行います。

地域の課題が整理されていれば、当該事案の課題が未解決であってもよいものとします。

市への届出

事業所は、拠点登録の届出に加えて、加算を算定しようとする月の前月 15 日までに次の書類を市へ提出してください。

- ・介護給付費等算定及び障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・体制等状況一覧表(地域生活支援拠点等は「2.該当」とし、地域体制強化共同支援加算は「1.なし」としてください)
- ・地域体制強化共同支援加算に関する届出書
- ・協議会に報告した報告書兼記録書の写し

なお、2 回目以降の算定の際は、報告書兼記録書の写しのみを提出してください。

市からの通知

市は、提出された報告書兼記録書の写しを確認し、加算の要件を満たしていると判断した場合は、その旨を事業所に通知します。

また、初回の算定時は、届出書等を確認し、内容に不備等がない場合は、石狩振興局に届出を行い、事業所台帳への登録を依頼するとともに、事業所に加算の適用年月日を通知します。

加算の算定

事業所は、 の通知後に、加算を算定します。加算は単独で請求することができます。

留意事項

- ・加算の算定は、利用者 1 人につき月に 1 回を限度とします。
- ・新たな地域課題が明らかになった場合を除き、原則として同一の対象者に係る報告を繰り返し行うことはできません。
- ・相談支援専門部会への報告については、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要がある事例を選定してください。
- ・事業所以外の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用について、障害福祉サービス等の報酬の対象ではないものは、加算を算定できる事業所が負担してください。

令和7年7月10日
市長決裁（保健福祉部長専決）

千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項及び第4項の規定により市が整備する地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として市に位置付けられた事業所（以下「拠点機能事業所」という。）が、市の作成する千歳市障がい者地域生活支援拠点等運用マニュアルに基づき、障害者に緊急の事態が生じた場合に宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行い、障害者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための補助金を交付することに関し、千歳市補助金等交付規則（昭和58年千歳市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、障害者の「緊急の事態」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 障害者本人の障害の特性に起因して生じる緊急の事態
- (2) 介護者の障害、入院、事故、死亡等又は介護者による虐待等により、家庭での支援が見込めない事態
- (3) その他障害者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

2 この要綱において「緊急時の受入れ・対応」とは、市内において在宅で生活する障害者に緊急の事態が生じた場合であって、緊急時の受入れ・対応I（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第21項に規定する地域定着支援及び市長がこれらに相当し適当と認める事業）及び介護保険サービス等の利用が困難又は緊急時の受入れ・対応及び介護保険サービス等の利用によっても十分な安全確保が困難であると認められる場合に、当該障害者に対し、拠点機能事業所が宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行うことをいう。

3 この要綱において「利用者」とは、緊急時の受入れ・対応を利用する障害者のことをいう。

4 その他この要綱における用語は、法において使用する用語の例による。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 拠点機能事業所である指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一

般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「事業所」という。)であること。

- (2) 緊急時の受入れ・対応 の実施に際し発生した事故等に適切に対応できること。
- (3) 緊急時の受入れ・対応 として、次のアからウまでのサービスのいずれか(以下「補助事業」という。)を実施することができること。

ア 居室提供・見守り職員の配置 共同生活援助の空室において利用者に対し一時的な宿泊を提供するとともに、見守り職員1名以上を配置し(夜間及び深夜の時間帯の配置については、利用者の状況に応じて、必要な防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合も含む。)適切な支援を行う。このとき、見守り職員は、利用者の状況に応じ、当該共同生活援助の人員配置基準を下回らない範囲で当該共同生活援助の職種と兼務することができる。利用者の状況に応じ、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用又は見守り職員の派遣が必要な場合は、当該障害福祉サービス又は当該見守り職員の業務に適切に協力する。

イ 居室提供 共同生活援助の空室において利用者に対し一時的な宿泊を提供する。利用者の状況に応じ、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用又は見守り職員の派遣が必要な場合は、当該障害福祉サービス又は当該見守り職員の業務に適切に協力する。

ウ 見守り職員の派遣 ア又はイの利用者に対し、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用が困難であると認められる場面において見守り職員1名を派遣し、適切な支援を行う。

- 2 補助の対象日数は、原則として1回の補助事業に当たり7日以内とする。ただし、緊急の事態が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられないと市長が認めた場合には、14日を限度に引き続き対象とすることができる。

(対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助の対象となる経費は、事業所が補助事業を行うために要する経費とする。ただし、食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費として利用者に負担させることが適当と認められるもの(以下「日常生活費等」という。)は除く。なお、事業所が利用者から日常生活費等を徴収する場合は、予め利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得て、徴収後に利用者に対して領収証を発行するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業所は、日常生活費等を補助の対象経費に含めることができる。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条で定める指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額が零となる場合
- (2) 日常生活費等を徴収することによって生活保護を要する状態になる場合

- (3) 　り災その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (4) 　その他日常生活費等の徴収が著しく困難であると市長が認めた場合

3 補助金の額は、予算の範囲内において別表に定める基準により算定するものとする。
（補助金の交付申請）

第5条 事業所は、補助金の交付を受けようとするときは、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた事業所は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金実績報告書（第3号様式）及びサービス提供実績記録表（第4号様式）又はサービス提供実績記録表（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の額の決定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定し、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定による補助金交付額の確定後において交付するものとする。
（補助金の交付決定の取消）

第10条 市長は、事業所が、補助金の交付決定に当たり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。
（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。
（経理書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた事業所は、補助事業に係る経理についての収支の事実を

明確にした書類を整理し、かつ、第8条に規定により通知した日の属する会計年度の翌年度の初日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金算定基準表

1 補助額算定単価

類型	区分	算定項目	備考
(1) 居室提供・見守り 職員の配置	基本単価	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）で規定する福祉型短期入所サービス費（ ）区分6の額	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供するとともに、見守り職員1名以上を配置し支援を行った場合に、1日につき算定する
	加算単価	報酬告示で規定する短期入所の地域生活支援拠点等の場合の加算の額 ア 基礎 イ 重度障害者	ア 受入れ開始日について加算する イ 医療的ケア者、重症心身障害者又は強度行動障害者を受け入れた場合に、受入れ開始日について加算する
		ウ 報酬告示で規定する短期入所の食事提供体制加算の額	食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合に、1日につき加算する
		エ 報酬告示で規定する短期入所の緊急短期入所受入加算の額	受入れ開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて受入れを行った場合に、1日につき加算する
		オ 報酬告示で規定する短期入所の送迎加算の額	利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合に、片道につき加算する
(2) 居室提供	基本単価	報酬告示で規定する共同生活援助サービス費（ ）区分1以下の額	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供した場合に、1日につき算定する
	加算単価	ア 報酬告示で規定する短期入所の食事提供体制加算の額	食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合に、1日につき加算する
		イ 報酬告示で規定する短期入所の送迎加算の額	利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合に、片道につき加算する

(3) 見守り職員の派遣	基本単価	ア 当該年度の千歳市会計年度任用職員(相談支援専門員)報酬の支給(10円未満切捨て)	(1) 又は(2)の利用者に対し、日中(8:00~18:00)に見守り職員1名を派遣し、支援を行った場合に算定する
		イ 当該年度の千歳市会計年度任用職員(相談支援専門員)報酬の支給に125/100を乗じた額(10円未満切捨て)	(1) 又は(2)の利用者に対し、夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)に見守り職員1名を派遣し、支援を行った場合に算定する
		ウ 当該年度の千歳市会計年度任用職員(相談支援専門員)報酬の支給に150/100を乗じた額(10円未満切捨て)	(1) 又は(2)の利用者に対し、深夜(22:00~6:00)に見守り職員1名を派遣し、支援を行った場合に算定する

2 補助金算定方法

類型	計算式
(1) 居室提供・見守り職員の配置	(基本単価×日数)+加算単価(ア×1日)+(イ×1日)+(ウ×食事利用日数)+(エ×日数)+(オ×回数)
(2) 居室提供	(基本単価×日数)+加算単価(ア×食事利用日数)+(イ×回数)
(3) 見守り職員の派遣	基本単価(ア×時間数)+(イ×時間数)+(ウ×時間数)
(4) 日常生活費等	利用者が第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の実施に要した食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費の実費を補助金額に加算することができる。家賃等の固定費は、1か月を30日として日割り計算すること。

補助金の算定対象日数には受入れ開始日及び終了日の両方を含む。

補助金の算定対象日数は、原則として1回当たり7日以内とする。ただし、緊急の事態が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられないと市長が認めた場合には、14日を限度に引き続き算定することができる。

時間数は、30分未満を0.25時間、30分以上1時間未満を0.5時間として計算する。

算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

令和7年度千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金単価表

区分	要件等	補助基準額	対象サービス
ア-1 居室提供・見守り職員の配置【基本単価】	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供、見守り職員1名以上を配置し支援を行った場合 見守り職員は、利用者の状況に応じて、当該共同生活援助の人員配置基準を下回らない範囲で当該共同生活援助の職種と兼務可能 夜間及び深夜の時間帯の配置については、利用者の状況に応じて、必要な防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合も含む	1日9,230円 7日まで。やむを得ない事情がある場合は14日まで。	共同生活援助
ア-2 居室提供・見守り職員の配置【加算単価】 基礎 重度障がい者 食事提供加算 緊急短期入所受入加算 送迎加算	要件なし 医療的ケア者、重症心身障がい者、強度行動障がい者を受け入れた場合 食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合 利用開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて受入れを行った場合 利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合	1日1,000円 1日2,000円 いずれも利用開始日のみ算定できる 1日480円 1日2,700円 片道1,860円	共同生活援助
イ-1 居室提供【基本単価】	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供した場合	1日2,730円	共同生活援助
イ-2 居室提供【加算単価】 食事提供加算 送迎加算	食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合 利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合	1日480円 片道1,860円	共同生活援助
ウ 見守り職員の派遣	ア又はイの利用者であって、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用が困難であると認められる者に、見守り職員1名を派遣し支援を行った場合 日中(8:00~18:00) 夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00) 深夜(22:00~6:00)	1時間1,650円 1時間2,060円 1時間2,480円 30分未満は0.25時間、30分以上1時間未満は0.5時間とする	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者

ア及びイにおける家賃、食材料費、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費(以下「日常生活費等」という。)は、利用者へ請求することができます。その場合は、予め利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得て、徴収後に利用者に対して領収証を発行してください。

利用者の障害福祉サービス等に係る負担上限月額が0円となる場合のほか、日常生活費等の徴収により生活保護を要する場合、り災その他特別な事情により著しく生計が悪化している場合、その他徴収が著しく困難であると市長が認めた場合は、日常生活費等に相当する補助金を市へ請求することができます。

補助金の算定対象日数には受入れ開始日及び終了日の両方を含みます。

時間数は、30分未満を0.25時間、30分以上1時間未満を0.5時間として計算します。

算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。